

R6 営繕

教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
共-00	表紙・図面目録	A-13	立面図	A-29	矩計図(3)
共-01	営繕工事共通仕様書(1)	A-14	外部調査(ひび割れ部、欠損等) 西面・東面立面図(1)	A-30	駐輪場③⑤(撤去)、駐輪場④(改修)
共-02	営繕工事共通仕様書(2)	A-15	外部調査(ひび割れ部、欠損等) 西面・東面立面図(2)	A-31	ﾌﾞﾛｯｸ庫・ｺﾞﾐ庫 平面詳細図・矩計図
共-03	営繕工事共通仕様書(3)	A-16	外部調査(ひび割れ部、欠損等) 北面・南面立面図(1)	A-32	ﾌﾞﾛｯｸ庫・ｺﾞﾐ庫 立面図・外部調査(ひび割れ部、欠損等)・建具表
A-01	特記仕様書(1)	A-17	外部調査(ひび割れ部、欠損等) 北面・南面立面図(2)		
A-02	特記仕様書(2)	A-18	屋根伏図(1)	電特-01	電灯設備工事 特記仕様書
A-03	特記仕様書(3)	A-19	屋根伏図(2)	E-01	電気設備 配置図
A-04	配置図・附近見取図・概略工程表(参考)	A-20	1階天井伏図(1)	E-02	電灯設備 解体駐輪場平面詳細図
A-05	支障物件図	A-21	1階天井伏図(2)		
A-06	仮設計画図(1)(参考)	A-22	2階天井伏図(1)		
A-07	仮設計画図(2)(参考)	A-23	2階天井伏図(2)		
A-08	1、2平面図	A-24	建具配置図(1)		
A-09	1階平面図(1)	A-25	建具配置図(2)		
A-10	1階平面図(2)	A-26	建具表		
A-11	2階平面図(1)	A-27	矩計図(1)		
A-12	2階平面図(2)	A-28	矩計図(2)		

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	主査兼係長	課員	担当

	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号 共-00	株式会社 西田設計
		図面名 表紙・図面目録	縮尺 NO SCALE	1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766 (代)・FAX (088)654-7769

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
I. 工事概要	1. 工事名称	R6 當舖 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修工事	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		
	2. 工事場所	阿南市柳島町八剱8-1		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。				
3. 建物概要	建物名称	教職員公会柳島団地B棟	8. 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階建て		(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		
4. 工事種目	敷地面積	約8,130.83 (m ²)	(2)施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		
	延長面積	約1,241.70 (m ²)	(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の提示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	(7)交通安全管理 ◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員等の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、防止の対策を固めなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して積重を立入るおそれがある場合は、当該構造物およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員等の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、防止の対策を固めなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して積重を立入るおそれがある場合は、当該構造物およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。		
5. その他	消防法施行令別表第1の区分	(5) 項ロ 共同住宅・寄宿舎等	(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の提示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員等の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、防止の対策を固めなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して積重を立入るおそれがある場合は、当該構造物およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員等の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、防止の対策を固めなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して積重を立入るおそれがある場合は、当該構造物およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。			
II. 営繕工事共通仕様書			10. 施工中の安全確保			12. 発生材の処理等		
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）	9. 電気保安技術者 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けなければならない。 ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
2. 優先順位	設計図書で優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	2. 優先順位 設計図書で優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	◎受注者は、重さが100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ掛けの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指導する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、重さが100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ掛けの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指導する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限内までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限内までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。						
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合においては、その日）をいう。	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合においては、その日）をいう。	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承認を受けなければならない。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けなければならない。	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承認を受けなければならない。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業者を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
			徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 當舖 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修工事	図面番号 共-01	株式会社 西田 設計		
			図面名 當舖工事共通仕様書(1)		縮尺 NO SCALE	1級建築士登録 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項													
一 般 共 通 事 項		<p>(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査結果の概要を公表が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者の以外立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定め基準以上のもの）においては、工事現場の公表の見やすい箇所に工事着手手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資材の供元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージンガを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>																			
	13. 材料・製品等		<p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならぬ。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならぬ。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員へ提出するとともに、工事現場において公表の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出先に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマークを表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1)受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5)県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法不材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様、工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別記施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場加工、製造された製品 <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質管理要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総経機第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査、証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することによって排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことが、これより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械であるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事に使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを施工用の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴収係員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>																
	17. 遠隔臨場の試行	◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。																			
	18. 工事看板等	◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。																			
	19. 仮設トイレ	◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板、バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合は、工事完了後「任意仮設工における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。																			
	20. 設計変更所確認	◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況や工事写真等として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事																			
	21. 工事検査及び技術検査	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容については、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には必ず設計設計変更箇所及び内容を確認し、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>1回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事という。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	2回	2回	1億円以上	1回	3回				
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																			
3千円未満	—	1回																			
3千円以上5千円未満	—	2回																			
5千円以上1億円未満	2回	2回																			
1億円以上	1回	3回																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>図面名</th> <th>縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共-02</td> <td></td> <td>NO SCALE</td> </tr> </tbody> </table>	図面番号	図面名	縮尺	共-02		NO SCALE	<p>株式会社 西田設計</p> <p>1級建築士登録 第 2 8 4 7 8 号 山田 学 〒 7 7 0 - 0 9 4 3 徳島市 中昭和 町 2 - 3 2 TEL (088) 654-7766 (株)・FAX (088) 654-7769</p>											
図面番号	図面名	縮尺																			
共-02		NO SCALE																			
			<p>徳島県土木整備部営繕課</p> <p>R 6 営繕 教職員公舎柳島田 阿南・柳島 目標等外壁改修他工事</p> <p>営繕工事共通仕様書(2)</p>																		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保金に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要多数） <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を00-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にやらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ				
	区 分	サ イ ズ												
	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ												
	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ													
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は全体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
			徳島県県土整備部管轄課	<p>工事名 R 6 常 務 教 職 員 公 舎 柳 島 団 地 阿 南 ・ 柳 島 B 棟 等 外 壁 改 修 工 事</p> <p>図面名 営繕工事共通仕様書(3)</p>	<p>図面番号 共-03</p> <p>縮尺 NO SCALE</p>	<p>株式会社 西田設計</p> <p>1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山 田 学 〒 7 7 0 - 0 9 4 3 徳 島 市 中 昭 和 町 2 - 2 3 - 2 T E L (0 8 8) 6 5 4 - 7 7 6 6 (代) ・ F A X (0 8 8) 6 5 4 - 7 7 6 9</p>								

Ⅲ. 改修工事特記仕様書		章 項目	特記事項	章 項目	特記事項																																																																																																																						
章 一 章 改 修 船 共 通 事 項	1. 適用基準	◎施工条件は次による。 ・工程については、必ず、施設管理者及び監督員と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は事前に施設管理者と協議する。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に、施設管理者及び監督員と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・入居者への周知事項については、事前にチラシ等で明確に連絡すること。	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）	◎他工事との取り合い区分 <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管工事</th><th>空調工事</th><th>その他</th></tr> <tr><td>梁、壁、床スリプ入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>スリプ開口補強（鉄筋）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上（リフレンド等）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>床、天井交換</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉄筋壁扉開口墨出し</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>養生養生等必要部分の足場等</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>縦樋（Rまで）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>壁、便器等の箱入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>同上補強</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給排水ガラリ取り付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強（鉄筋）	○					同上（リフレンド等）	○					床、天井交換	○					鉄筋壁扉開口墨出し		○	○	○	○	同上切込み及び開口補強		○	○	○	○	養生養生等必要部分の足場等				○		縦樋（Rまで）	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強		○				給排水ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事						◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に登録済指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場（図示の通り） ・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（横仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎プラケット足場 ◎脚立足場 ◎階段足場 ◎密閉（仕様：H=1.7m、L=1.0m）（図示） ◎ゲート（有・無・仕様） ◎足場等の設置業者は、関連工事の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎発注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、かつ、つり綱、つり索等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を明示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場設置用アンカーの下の穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。 ◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：コンパネ、シート養生） ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法） ◎仮囲い仕切りは、（A種～D種）とする。																																		
	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																					
	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																																																																																																						
	同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																						
	スリプ開口補強（鉄筋）	○																																																																																																																									
	同上（リフレンド等）	○																																																																																																																									
床、天井交換	○																																																																																																																										
鉄筋壁扉開口墨出し		○	○	○	○																																																																																																																						
同上切込み及び開口補強		○	○	○	○																																																																																																																						
養生養生等必要部分の足場等				○																																																																																																																							
縦樋（Rまで）	○																																																																																																																										
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																							
同上補強		○																																																																																																																									
給排水ガラリ取り付け																																																																																																																											
空調機器類の基礎工事																																																																																																																											
2. 重要備品等				4. 養生																																																																																																																							
3. 施工調査	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。切り直し時期については、施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。			5. 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度））（設けない） ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 （一）机、椅子、書櫃、装錠機、換気扇、消火器、温度計、湿度計 （二）ゴミ袋、両がは、保護帽、懐中電灯、安全带 （三）誘気加入電話の字機 （四）衣類、靴、カッター、冷凍冷蔵庫、消火器、湯沸器、掃除機 （五）ファクシマド																																																																																																																						
4. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に10日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所における一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている）（義務付けられていない）。 ・警備員は、延10人（昼・夜、夜0人、うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、発注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・発注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・発注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ報告しなければならない。			6. 工事用電力、電力等	◎既存電力利用（出来る）（出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る）（出来ない）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																						
5. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 （注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分許可業者の会社名（処分区分）</th> <th>優 良</th> <th>所 在 地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート（無筋）</td> <td>(株)大一建設 (中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1</td> <td>3.4</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート（有筋）</td> <td>飛鳥クリーン (有) (中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市津力雄町西分178-1 阿南市津力雄町西分178-1</td> <td>8.7</td> <td>1,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>(株)大一建設 (中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1</td> <td>3.4</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属（処分）</td> <td>(有) 金村商店 (中間処分)</td> <td>○</td> <td>小松島市赤石町4-13 小松島市赤石町4-13</td> <td>8.1</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>(財)徳島県環境整備公社 (株)</td> <td></td> <td>阿南市横町小島18番の地先 阿南市横町小島18番の地先</td> <td>33.7</td> <td>5,640</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有) 青藍</td> <td></td> <td>阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地</td> <td>14.2</td> <td>10,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(株)リリス</td> <td></td> <td>三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2</td> <td>85.7</td> <td>16,000</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>(財)徳島県環境整備公社 (徳島支部)</td> <td></td> <td>板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先</td> <td>33.7</td> <td>12,800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(有) 山一建設</td> <td></td> <td>阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1</td> <td>32.1</td> <td>15,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスベスト含有成形板等</td> <td>(株)明和クリーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>105.8</td> <td>36,000</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等</td> <td>(株)明和クリーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>105.8</td> <td>60,000</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優 良	所 在 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	コンクリート（無筋）	(株)大一建設 (中間処分)		阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1	3.4	800	t	コンクリート（有筋）	飛鳥クリーン (有) (中間処分)		阿南市津力雄町西分178-1 阿南市津力雄町西分178-1	8.7	1,000	t	アスファルト	(株)大一建設 (中間処分)		阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1	3.4	800	t	金属（処分）	(有) 金村商店 (中間処分)	○	小松島市赤石町4-13 小松島市赤石町4-13	8.1	0	t	ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (株)		阿南市横町小島18番の地先 阿南市横町小島18番の地先	33.7	5,640	t	木材	(有) 青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	14.2	10,000	t	廃プラ	(株)リリス		三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2	85.7	16,000	m ³	汚泥	(財)徳島県環境整備公社 (徳島支部)		板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先	33.7	12,800	t	石膏ボード	(有) 山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	32.1	15,000	t	アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105.8	36,000	m ³	廃石綿等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105.8	60,000	m ³			7. 工事用電力、電力等	◎既存電力利用（出来る）（出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る）（出来ない）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。																																		
種 類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優 良	所 在 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																																																																																																					
コンクリート（無筋）	(株)大一建設 (中間処分)		阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1	3.4	800	t																																																																																																																					
コンクリート（有筋）	飛鳥クリーン (有) (中間処分)		阿南市津力雄町西分178-1 阿南市津力雄町西分178-1	8.7	1,000	t																																																																																																																					
アスファルト	(株)大一建設 (中間処分)		阿南市宝田町甲第89番地4 阿南市宝田町井関30番地1	3.4	800	t																																																																																																																					
金属（処分）	(有) 金村商店 (中間処分)	○	小松島市赤石町4-13 小松島市赤石町4-13	8.1	0	t																																																																																																																					
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (株)		阿南市横町小島18番の地先 阿南市横町小島18番の地先	33.7	5,640	t																																																																																																																					
木材	(有) 青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	14.2	10,000	t																																																																																																																					
廃プラ	(株)リリス		三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カダタ305-2	85.7	16,000	m ³																																																																																																																					
汚泥	(財)徳島県環境整備公社 (徳島支部)		板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町鹿久字朝日野6番の地先	33.7	12,800	t																																																																																																																					
石膏ボード	(有) 山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	32.1	15,000	t																																																																																																																					
アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105.8	36,000	m ³																																																																																																																					
廃石綿等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	105.8	60,000	m ³																																																																																																																					
6. 建設発生土の処理	◎建設発生土の処理については、「第3章 土工」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。			7. 有腐材の処理	◎有腐材（鉄骨・鉄骨鉄筋・アルミサッシ・スチールサッシ） ◎古物商で適切に処理すること。																																																																																																																						
7. 有腐材の処理	◎建設発生土の処理については、「第3章 土工」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。			8. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者等に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印・・・適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・アスファルト防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・合成ゴム系シート防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・塩化ビニル系シート防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・セメント系防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・シーリング防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・改質ワタコト工法防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・改質ワタコト常温接着工法防水工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・FRP防水工作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築金金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>かわらぶき</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・フラスチック系床仕上げ工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・カーペット系床仕上げ工作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・鋼製下地工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ボード仕上げ工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・カーテン工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・木質系床仕上げ工作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・表具作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・塗装作業</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>電気</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷暖空調機器施工</td> <td>・冷暖空調機器施工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・冷暖空調機器施工</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工作業	型枠	型枠施工	・型枠工作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業			・アスファルト防水工作業			・ウレタンゴム系塗膜防水工作業			・アクリルゴム系塗膜防水工作業			・合成ゴム系シート防水工作業			・塩化ビニル系シート防水工作業			・セメント系防水工作業			・シーリング防水工作業			・改質ワタコト工法防水工作業			・改質ワタコト常温接着工法防水工作業			・FRP防水工作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工作業		建築金金	・内外装板金作業	屋根及びとい	かわらぶき	・内外装板金作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業			・木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ガラス工作業	塗装	塗装	・建築塗装作業			・フラスチック系床仕上げ工作業			・カーペット系床仕上げ工作業	内装	内装仕上げ施工	・鋼製下地工作業			・ボード仕上げ工作業			・カーテン工作業			・木質系床仕上げ工作業	配管	配管	・表具作業			・塗装作業	電気	電気	・建築配管作業	機械設備	冷暖空調機器施工	・冷暖空調機器施工			・冷暖空調機器施工			8. 養生	
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																									
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																									
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																																																									
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工作業																																																																																																																									
型枠	型枠施工	・型枠工作業																																																																																																																									
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																									
		・アスファルト防水工作業																																																																																																																									
		・ウレタンゴム系塗膜防水工作業																																																																																																																									
		・アクリルゴム系塗膜防水工作業																																																																																																																									
		・合成ゴム系シート防水工作業																																																																																																																									
		・塩化ビニル系シート防水工作業																																																																																																																									
		・セメント系防水工作業																																																																																																																									
		・シーリング防水工作業																																																																																																																									
		・改質ワタコト工法防水工作業																																																																																																																									
		・改質ワタコト常温接着工法防水工作業																																																																																																																									
		・FRP防水工作業																																																																																																																									
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																									
木	建築大工	・大工工作業																																																																																																																									
	建築金金	・内外装板金作業																																																																																																																									
屋根及びとい	かわらぶき	・内外装板金作業																																																																																																																									
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																									
左官	左官	・左官作業																																																																																																																									
建具	建具製作	・木製建具手加工作業																																																																																																																									
		・木製建具機械加工作業																																																																																																																									
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																																																									
	ガラス施工	・ガラス工作業																																																																																																																									
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																																																									
		・フラスチック系床仕上げ工作業																																																																																																																									
		・カーペット系床仕上げ工作業																																																																																																																									
内装	内装仕上げ施工	・鋼製下地工作業																																																																																																																									
		・ボード仕上げ工作業																																																																																																																									
		・カーテン工作業																																																																																																																									
		・木質系床仕上げ工作業																																																																																																																									
配管	配管	・表具作業																																																																																																																									
		・塗装作業																																																																																																																									
電気	電気	・建築配管作業																																																																																																																									
機械設備	冷暖空調機器施工	・冷暖空調機器施工																																																																																																																									
		・冷暖空調機器施工																																																																																																																									
				9. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に）、用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ◎地盤増え材料																																																																																																																						
				1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状況等に適合した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な知識を有すること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り際は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30m程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同程度の強度となるように適切な処置を定め、監督員等の承諾を受ける。																																																																																																																						
				2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。																																																																																																																						
				3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（A種・B種・C種・D種）とし、機器により締め固める。																																																																																																																						
				4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水をばけよう地均しを行う。																																																																																																																						
				5. 建設発生土の処理	◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一律に同じ高さとして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。 ◎埋込み均しとする。																																																																																																																						
				二 章 改 修 仮 設 工 事																																																																																																																							
				1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。																																																																																																																						
				2. ベンチマーク																																																																																																																							
				3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にとりあわせるとともに、前記規格等に定めるもの以外の用材に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																						
				徳島県県土整備部営繕課	図面番号 A-01																																																																																																																						
				工事名 R6営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	株式会社 西田設計																																																																																																																						
				図面名 特記仕様書(1)	1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市巾着町 2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769																																																																																																																						
					縮尺 NO SCALE																																																																																																																						

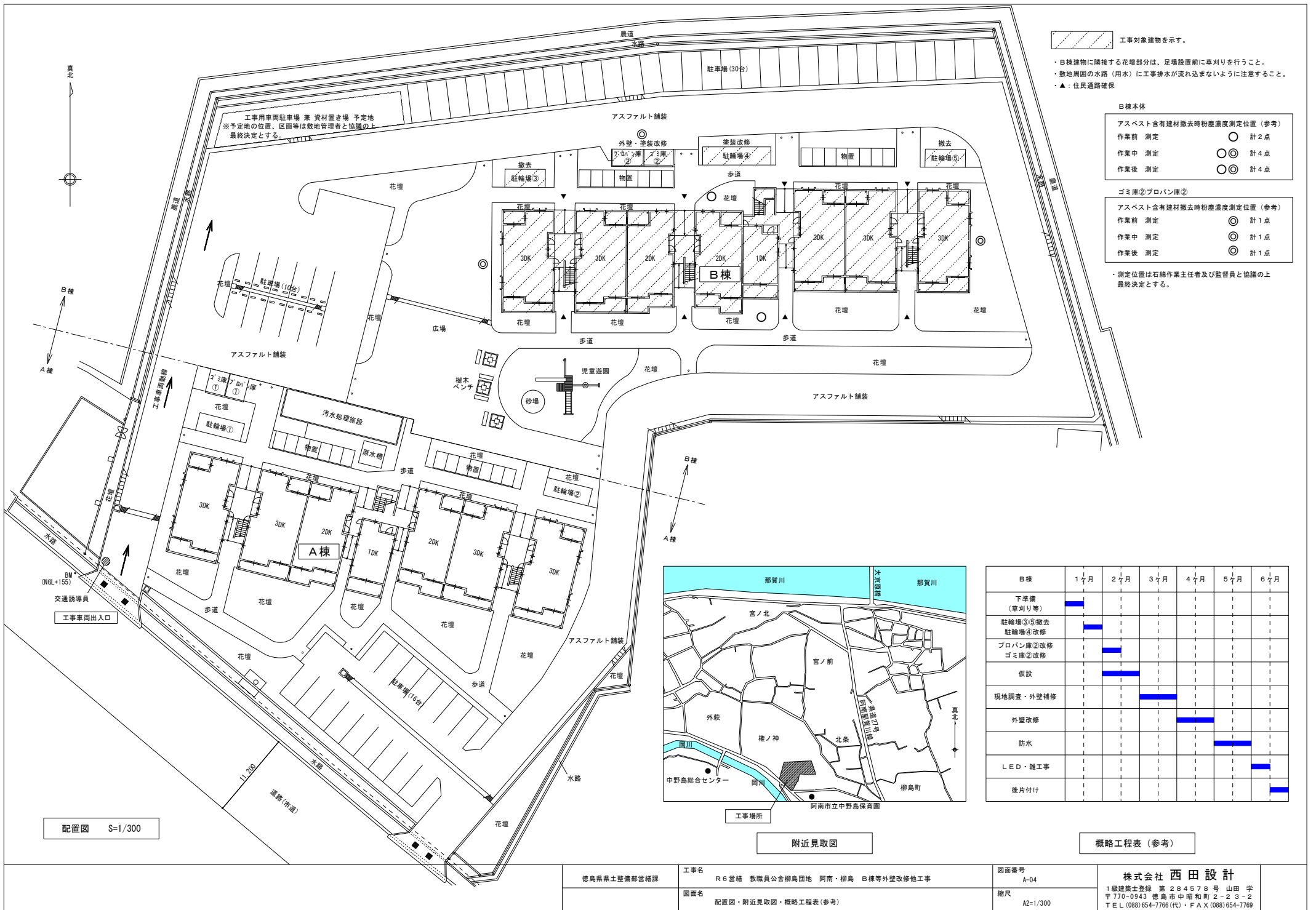
項目	特記事項																																				
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ○I類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理 強度 F_m(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積質量 (kg/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18±5</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>—</td> <td>2.3</td> <td>設備基礎</td> </tr> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (F_c) に構造体強度 (S) を加えた値とする。 なお、構造体強度補正値 (S) は標仕 表6. 3.2(1)よりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4種強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _m (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積質量 (kg/m ³)	適用箇所	普通	18	18±5	15	有	—	2.3	設備基礎																				
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _m (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積質量 (kg/m ³)	適用箇所																														
普通	18	18±5	15	有	—	2.3	設備基礎																														
2. コンクリートの仕上げ	<p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6. 2.3(1)による。</p> <p>◎合板せき板を用いた打放仕上げの種類は (A・B・C) 種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上げの平たんさは標仕 表6. 2.5(1)による。</p>																																				
3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント) ・混合セメントA種 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種) とする。 ・高炉セメントB種適用箇所 () ・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>◎骨材は、標仕6. 3.1 (2) による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルslag使用 (できる・できない) 。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物質は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物質は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6. 5.4(1)による。</p> <p>◎試験りは (行う・行わない) 。</p> <p>◎所要空気量は4. 5%±1. 5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれかについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量はNa2O (エヌオーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6. 3.1 (4) によることとし、監督員の承認を受けること。</p>																																				
4. 打雑の位置 ひび割れ誘発目地 打雑目地	<p>◎コンクリートの打雑目地の寸法は、標仕9. 7.3 [目地寸法] (1) (ア) による。</p>																																				
5. レディミクストコンクリート 工場の指定	<p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員に承認を受ける。</p>																																				
6. 型枠	<p>◎型枠は、(奥座木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック) とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>奥座木製型枠</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6. 8. 2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6. 8. 2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6. 8. 2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6. 8. 2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12mm</td> <td>設備基礎(地中部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	奥座木製型枠	なし	なし				標仕6. 8. 2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6. 8. 2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6. 8. 2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6. 8. 2 (2) (イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	設備基礎(地中部)
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
奥座木製型枠	なし	なし																																			
標仕6. 8. 2 (2) (ア)	A 種	あり																																			
標仕6. 8. 2 (2) (イ)	B 種	なし																																			
標仕6. 8. 2 (2) (イ)	C 種	なし																																			
標仕6. 8. 2 (2) (イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	設備基礎(地中部)																																

項目	特記事項																																																																	
5. 建設発生土の処理	<p>◎場外搬出適正処分とする。 良質の発生土処分等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4, 000kgまでごとに回収取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。 ・他の工事現場等の指定 排出土：砂質土 処分先：(株)ヒロックス 所在地：阿南市加茂町黒河22-10ほか6棟 運搬距離：16. 3km 処理費(税抜き)：1, 000円/t なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。</p>																																																																	
1. 一般事項	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生・雨天井養生・その他 ()) とする。</p>																																																																	
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>L4 X</th> <th>工法</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>既存新設層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>防水層の新設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>①-既存下地の補修材料 ②-ルーフトレンドリの処理 ③-既存下地の補修及び処理 ④-アスファルト防水 ⑤-改修アスファルト ⑥-合成高分子シート ⑦-改修分子シート ⑧-シート防水</p> <p>9. 塗膜防水</p> <p>◎工法：L4X 種別：X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着剤用プライマー、補修布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上り塗材等は主材製造所の指定品とする。</p> <p>◎下地処理：ポリマーセメントモルタル</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上り塗料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>L4X</td> <td>X-2</td> <td>バルコニー床</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工程	工法	L4 X	工法	工法	施工箇所					1	既存保護層(立上り部等)撤去等				2	既存保護層(平場)撤去等				3	既存新設層撤去等				4	既存防水層(立上り部等)撤去等				5	既存防水層(平場)撤去等				6	既存下地の補修及び処置	○			7	防水層の新設	○			8	断熱材の新設				9	保護層の新設				工法	種別	施工箇所	仕上り塗料	備考	L4X	X-2	バルコニー床		
工程	工法	L4 X	工法	工法																																																														
施工箇所																																																																		
1	既存保護層(立上り部等)撤去等																																																																	
2	既存保護層(平場)撤去等																																																																	
3	既存新設層撤去等																																																																	
4	既存防水層(立上り部等)撤去等																																																																	
5	既存防水層(平場)撤去等																																																																	
6	既存下地の補修及び処置	○																																																																
7	防水層の新設	○																																																																
8	断熱材の新設																																																																	
9	保護層の新設																																																																	
工法	種別	施工箇所	仕上り塗料	備考																																																														
L4X	X-2	バルコニー床																																																																
9. 塗膜防水	<p>◎工法：L4X 種別：X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着剤用プライマー、補修布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上り塗材等は主材製造所の指定品とする。</p> <p>◎下地処理：ポリマーセメントモルタル</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上り塗料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>L4X</td> <td>X-2</td> <td>バルコニー床</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工法	種別	施工箇所	仕上り塗料	備考	L4X	X-2	バルコニー床																																																									
工法	種別	施工箇所	仕上り塗料	備考																																																														
L4X	X-2	バルコニー床																																																																
10. シーリング	<p>◎特記仕様書、改修仕様及び標仕以外は、主材製造所の仕様とする。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上り塗材仕上げ等 (「行」・行わない) 。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せて実施した試験成績書がある場合は、監督員の承認を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコーン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>○</td> <td>EXP床部・避難ハッチ 外部建具廻り・外壁目地</td> <td>再充填工法</td> <td>10x10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>○</td> <td>バルコニー床目地・バルコニー立上り バルコニー手摺足元 タタキ支持部</td> <td>再充填工法</td> <td>15x10 10x10</td> <td>簡易</td> </tr> </table> <p>◎といの材質(軒：塩ビ製角種 前高120 カラー品 ステンレス受金物) 新設 軒種差10・呼び種V75d ソケット+パイプキール共</p> <p>◎既存の軒といは撤去し、たてといは軒種じょうご附近でカットする。</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10) 年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコーン系						SR-2	2成分シリコーン系						PS-2	ポリサルファイド系						MS-2	変成シリコーン	○	EXP床部・避難ハッチ 外部建具廻り・外壁目地	再充填工法	10x10	簡易	PU-2	ポリウレタン系	○	バルコニー床目地・バルコニー立上り バルコニー手摺足元 タタキ支持部	再充填工法	15x10 10x10	簡易																							
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																												
SR-1	1成分シリコーン系																																																																	
SR-2	2成分シリコーン系																																																																	
PS-2	ポリサルファイド系																																																																	
MS-2	変成シリコーン	○	EXP床部・避難ハッチ 外部建具廻り・外壁目地	再充填工法	10x10	簡易																																																												
PU-2	ポリウレタン系	○	バルコニー床目地・バルコニー立上り バルコニー手摺足元 タタキ支持部	再充填工法	15x10 10x10	簡易																																																												

項目	特記事項																																		
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承認し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承認を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打放仕上げ外壁</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm エポキシ樹脂：JIS A 6024</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法</td> <td>材料：シーリング材 シーリング材：改修仕4. 2. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：エポキシ樹脂モルタル</td> <td>鉄筋露出部：防錆処理</td> </tr> </table>	工法	ひび割れ部	欠損部	備考	樹脂注入工法	工法：自動式 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm エポキシ樹脂：JIS A 6024			Uカットシーリング材 充填工法	材料：シーリング材 シーリング材：改修仕4. 2. 6			充填工法		材料：エポキシ樹脂モルタル	鉄筋露出部：防錆処理																		
工法	ひび割れ部	欠損部	備考																																
樹脂注入工法	工法：自動式 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm エポキシ樹脂：JIS A 6024																																		
Uカットシーリング材 充填工法	材料：シーリング材 シーリング材：改修仕4. 2. 6																																		
充填工法		材料：エポキシ樹脂モルタル	鉄筋露出部：防錆処理																																
2. 外壁改修工法の種類及び材料																																			
3. 仕上り塗材仕上げ外壁改修工事	<p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本板又は見本塗り板を監督員に提出して、承認をうけること。 ◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2. 外壁改修工法の種類及び材料による。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上げ</th> <th>下地調整</th> <th>仕上り形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">薄付け仕上り塗材 JIS A 6909</td> <td rowspan="2">外装薄塗材E</td> <td>水洗い</td> <td>打放し面</td> <td>G-2 ｵｸﾞﾙ系</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水洗い</td> <td>ﾀﾞｲﾌﾞ</td> <td>R8種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層仕上り塗材 JIS A 6909</td> <td>防水形 複層塗材E</td> <td>水洗い(変化部分の周辺) 裏じみ装置付 ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ工法 ※八重塗</td> <td>打放し面</td> <td>G-2 ｵｸﾞﾙ系</td> <td>凹凸状</td> <td>吹付</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上げ	下地調整	仕上り形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上り塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	水洗い	打放し面	G-2 ｵｸﾞﾙ系	砂壁状	吹付			水洗い	ﾀﾞｲﾌﾞ	R8種					複層仕上り塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	水洗い(変化部分の周辺) 裏じみ装置付 ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ工法 ※八重塗	打放し面	G-2 ｵｸﾞﾙ系	凹凸状	吹付		
種類	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上げ	下地調整	仕上り形状	工法	防火認定	上塗材																											
薄付け仕上り塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	水洗い	打放し面	G-2 ｵｸﾞﾙ系	砂壁状	吹付																													
		水洗い	ﾀﾞｲﾌﾞ	R8種																															
複層仕上り塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	水洗い(変化部分の周辺) 裏じみ装置付 ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ工法 ※八重塗	打放し面	G-2 ｵｸﾞﾙ系	凹凸状	吹付																													
1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発熱量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合は、ホルムアルデヒドの発熱量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p>																																		
4. 耐候性塗料塗り(DP)	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 新設品は表でしる</th> <th>禁止め塗料塗りの種別</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>塩化ビニル面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>—</td> <td>1級</td> <td>壁種</td> </tr> <tr> <td>鉄面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td>E種 JASS 18 M-109</td> <td>1級</td> <td>鋼製戸 折板屋根・鉄骨露出部 消火器ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整(新規品は表でしる)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>けい酸ｶﾞﾗｽ面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td>nに2-隅で板</td> </tr> </table>	区分	種別	下地調整 新設品は表でしる	禁止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考	塩化ビニル面	B種		—	1級	壁種	鉄面	B種	R B種	E種 JASS 18 M-109	1級	鋼製戸 折板屋根・鉄骨露出部 消火器ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ	区分	種別	下地調整(新規品は表でしる)	備考	けい酸ｶﾞﾗｽ面	B種	R B種	nに2-隅で板								
区分	種別	下地調整 新設品は表でしる	禁止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考																														
塩化ビニル面	B種		—	1級	壁種																														
鉄面	B種	R B種	E種 JASS 18 M-109	1級	鋼製戸 折板屋根・鉄骨露出部 消火器ﾀﾞｲﾌﾞﾗｲﾝｸﾞ																														
区分	種別	下地調整(新規品は表でしる)	備考																																
けい酸ｶﾞﾗｽ面	B種	R B種	nに2-隅で板																																
6. 合成樹脂エマルション ペイント塗料(EI)																																			
1. アスベスト含有骨材の処理工事 1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改修仕9. 1. 2 (6) により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵測定速度を(「行」・行わない)。 ・測定は「JIS K 3850-1 室中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3) 部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(外壁補修時)</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画書を含む)を監督員に提出し、承認を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る公害官公地への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																		

徳島県土木整備部常務課	工事名 R 6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修地工事	図面番号 A-02	株式会社 西田設計
図面名 特記仕様書(2)		縮尺 NO SCALE	1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒 770-0943 徳島市 中昭 町 2-2 3-2 TEL (088) 654-7766 (代) F AX (088) 654-7769

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項										
八章 環境配慮グリーン改修工事	2. アスベスト含有仕上塗材の除去	<p>◎工法 主要工法：集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 (HEPAフィルター付集塵装置使用)</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~2</td> <td>外壁改修部分 (欠け) (塗装補修) (クラック補修部)</td> <td>図示</td> <td>複層塗材Eの下地調整材 (セメントフィラー)</td> <td>図示</td> <td>分析</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎隔離養生等</p> <p>◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。</p> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1~2	外壁改修部分 (欠け) (塗装補修) (クラック補修部)	図示	複層塗材Eの下地調整材 (セメントフィラー)	図示	分析				
	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法												
1~2	外壁改修部分 (欠け) (塗装補修) (クラック補修部)	図示	複層塗材Eの下地調整材 (セメントフィラー)	図示	分析													
九章 その他	1. 消火器ボックス 2. バルコニー避難ステッカー	<p>◎全埋込式 消火器ボックス</p> <p>◎アクリル扉付き</p> <p>◎絵・文字標識ステッカー付</p> <p>◎サイズ 280×192×910 程度</p> <p>◎枠スチール製 (塗装品) 扉アクリル製</p> <p>◎既存ボックスを撤去し、新規ボックスを設置する。ブラケットは既存のものを流用。</p> <p>◎ボックス枠廻りシーリング打替えを行う。</p> <p>◎アルミ箔ステッカー</p> <p>◎サイズ 150×400 程度</p>																



- 工事対象建築物を示す。
- B棟建物に隣接する花壇部分は、足場設置前に草刈りを行うこと。
- 敷地周囲の水路（用水）に工事排水が流れ込まないように注意すること。
- ▲、住民通路確保

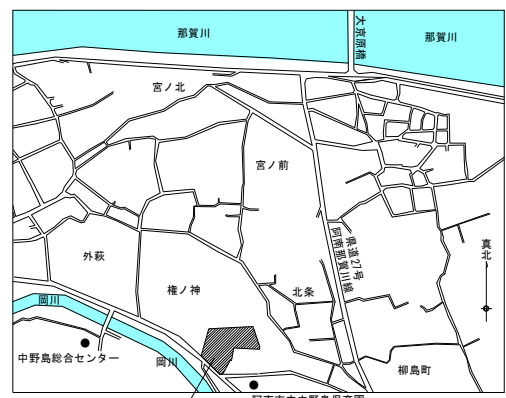
● B棟本体

アスベスト含有建材撤去時粉塵濃度測定位置（参考）	
作業前 測定	○ 計2点
作業中 測定	◎ 計4点
作業後 測定	◎ 計4点

○ Gミ建②プロパン庫②

アスベスト含有建材撤去時粉塵濃度測定位置（参考）	
作業前 測定	◎ 計1点
作業中 測定	◎ 計1点
作業後 測定	◎ 計1点

● 測定位置は石綿作業主任者及び監督員と協議の上最終決定とする。



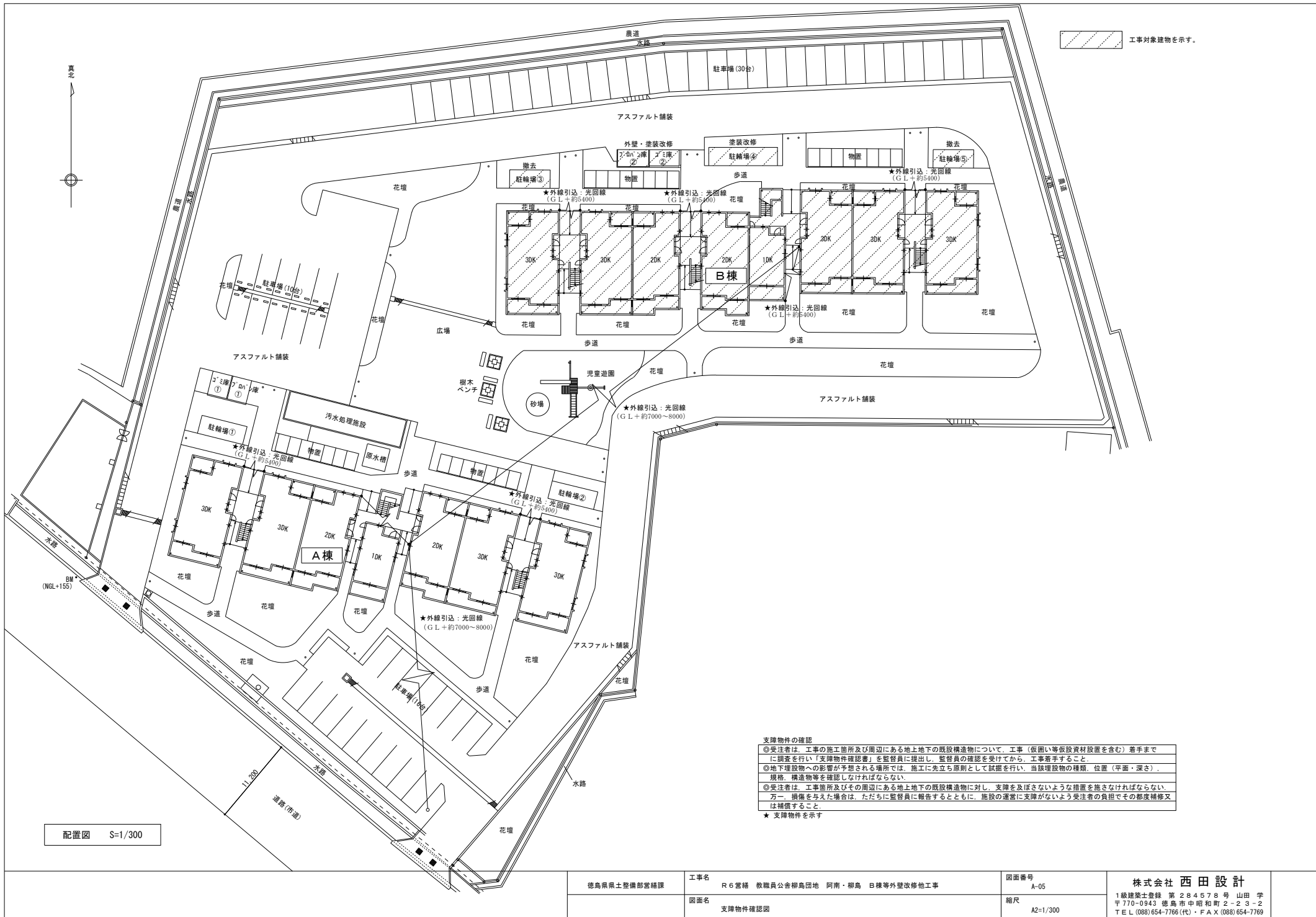
日棟	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
下準備 (草刈り等)	■					
駐輪場③⑤撤去 駐輪場④改修	■					
プロパン庫②改修 ゴミ庫②改修		■				
仮設		■				
現地調査・外壁補修			■			
外壁改修				■		
防水					■	
LED・雑工事						■
後片付け						■

配置図 S=1/300

附近見取図

概略工程表（参考）

徳島県土木整備部管轄課	工事名 R6 宮精 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号 A-04	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088)654-7766 (代)・FAX (088)654-7769
	図面名 配置図・附近見取図・概略工程表(参考)	縮尺 A2=1/300	



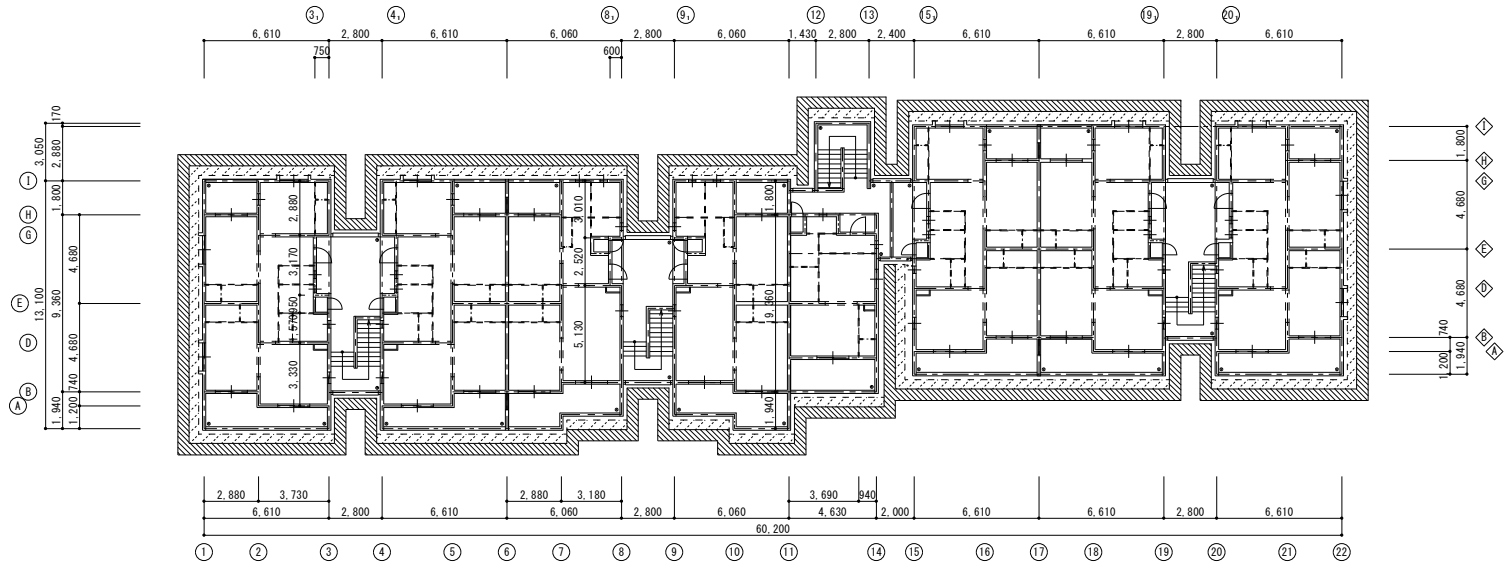
工事対象建物を示す。

支障物件の確認

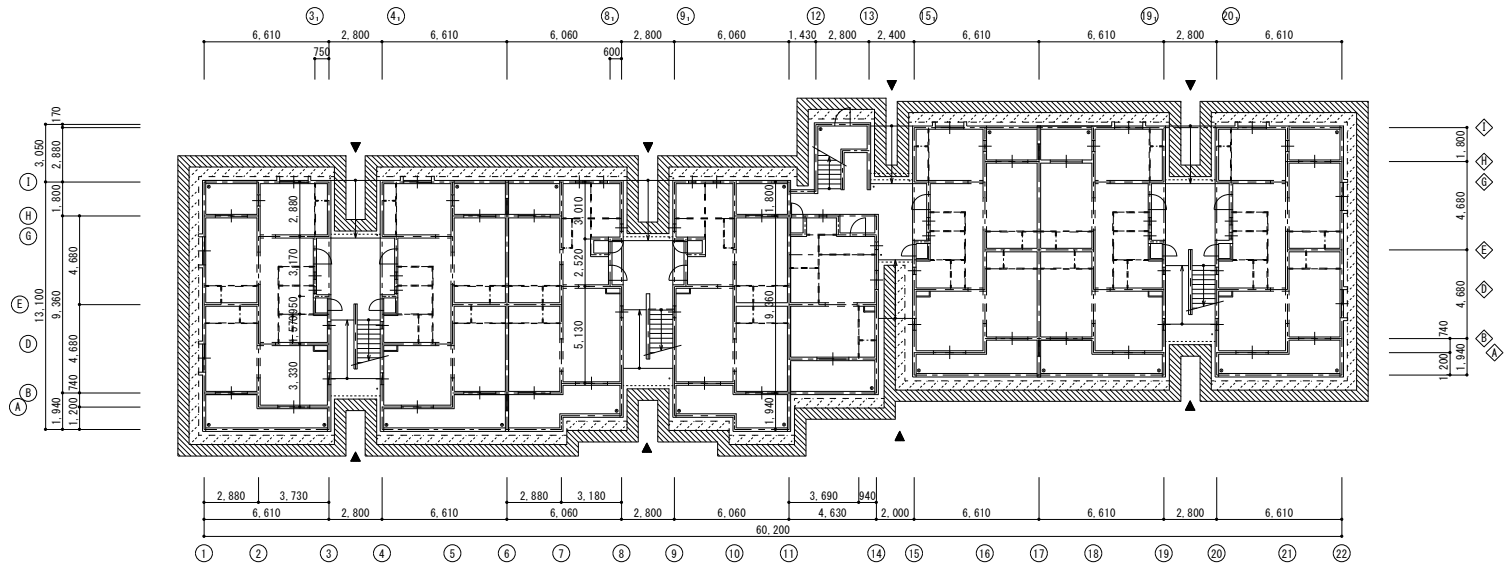
◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
★ 支障物件を示す

配置図 S=1/300

徳島県土整備部管轄課	工事名	R6岩崎 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-05	株式会社 西田 設計 1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769
	図面名	支障物件確認図	縮尺	A2=1/300	



2階平面図 1/200

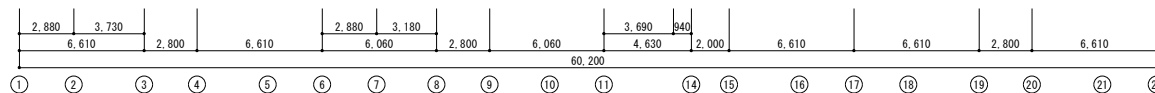
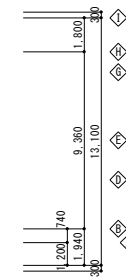
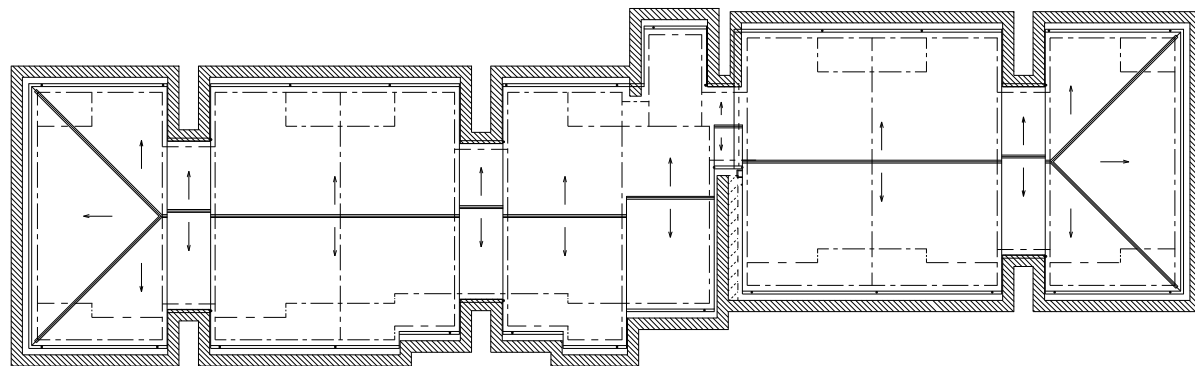
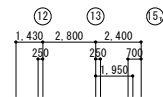
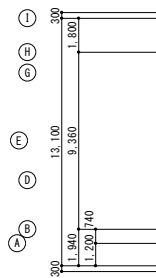


1階平面図 1/200

: ① 捨根本足場 H12未満 W=600
 : ② ブタ付足場

脚立足場 : 1、2階共有廊下・n' n'-ほか改修部
 階段足場 : 階段室
 ▼ 住居通路確保
 足場下住民通行のため、通行に面する側面(左右共)及び天井面は全てツバ貼りとし、通行者の安全を確保すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B 棟等外壁改修他工事	図面番号	A-06	株式会社 西田 設計
	図面名	仮設計画図(1) (参考)	縮尺	A2=1/200	



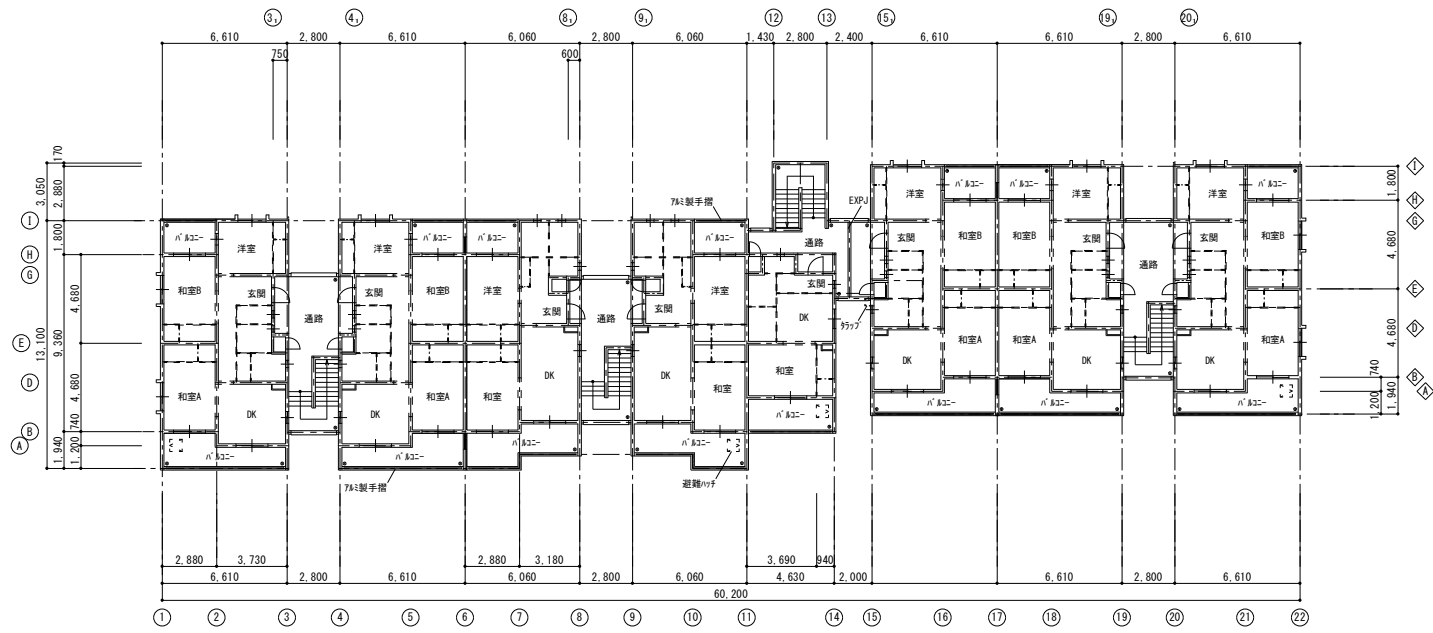
屋根伏図 1/200

: ① 枠組本足場 H12未満 W=600
 : ② プラット足場

脚立足場 : 1、2階共有廊下・ハコ階段-ほか改修部
 階段足場 : 階段室

▼ 住民通路確保
 足場下住民通行のため、通行に面する側面(左右共)及び天井面は全てコバ材貼りとし、通行者の安全を確保すること。

	徳島県県土整備部當務課	工事名 R6當務 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号 A-07	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769
		図面名 仮設計画図(2)(参考)	縮尺 A2=1/200	

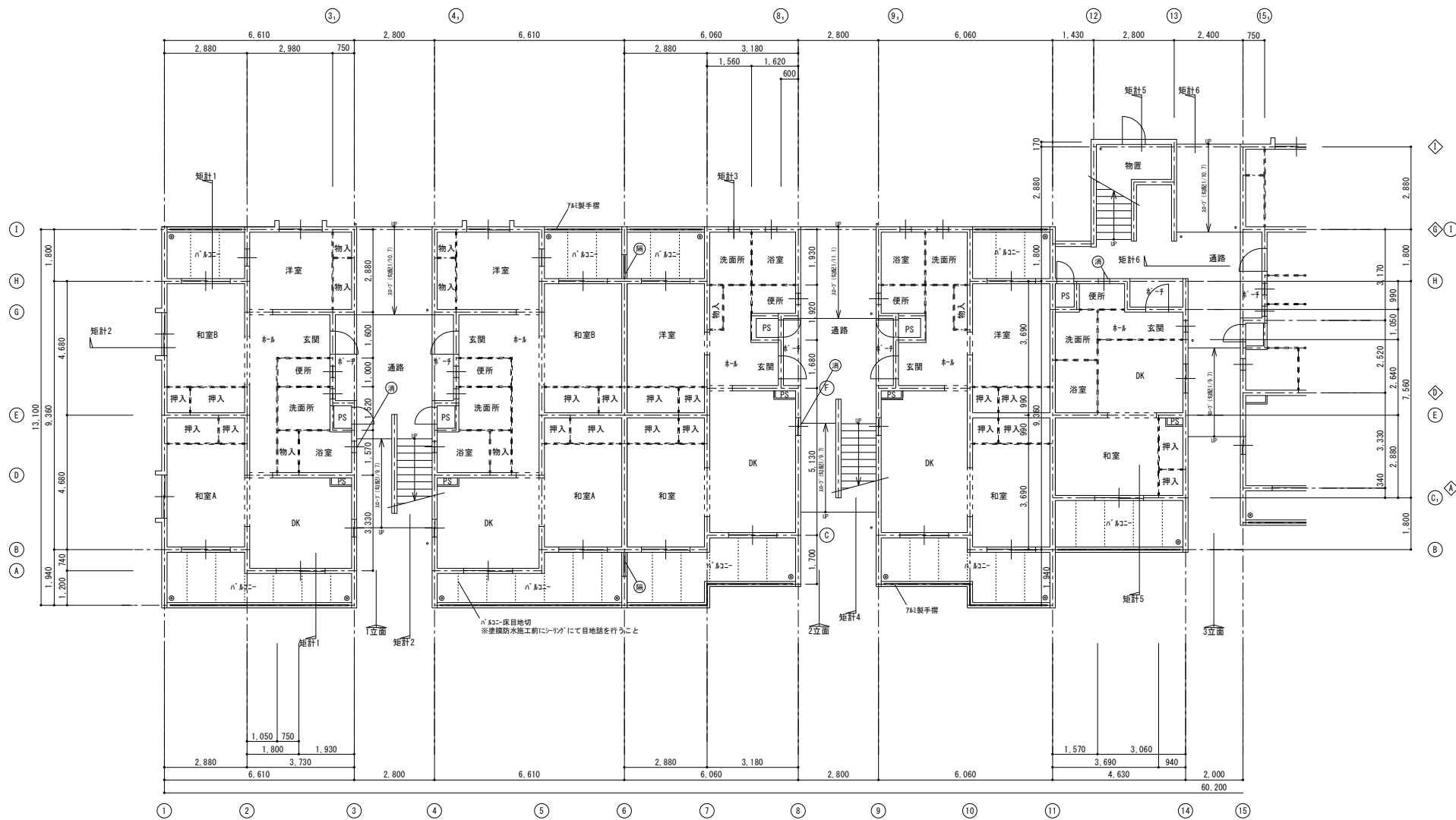


2階平面図 1/200



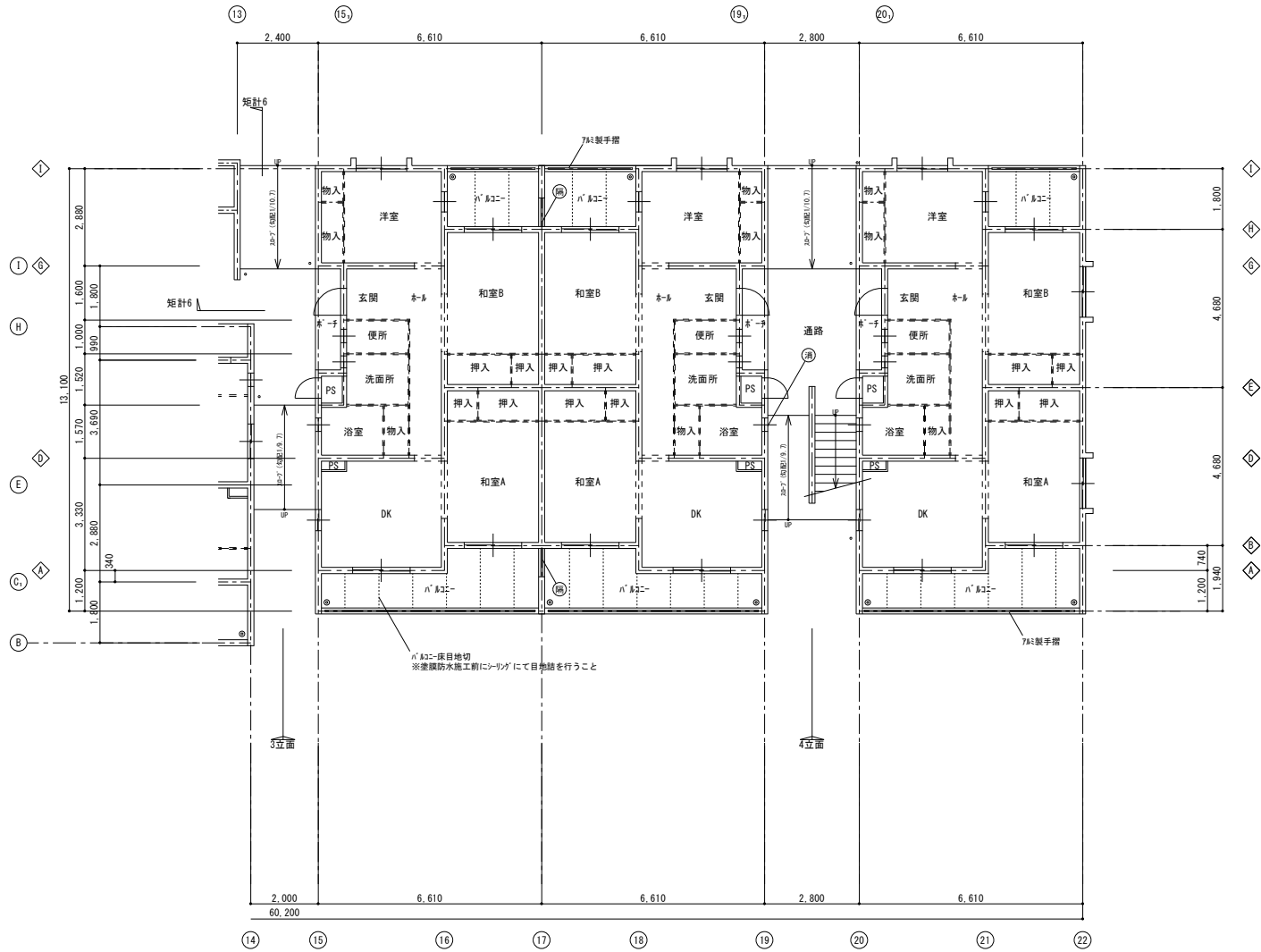
1階平面図 1/200

徳島県国土整備部営繕課 工事名 R6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 白樺等外壁改修他工事 図面名 1.2階平面図	図面番号 A-08	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	縮尺 A2=1/200	



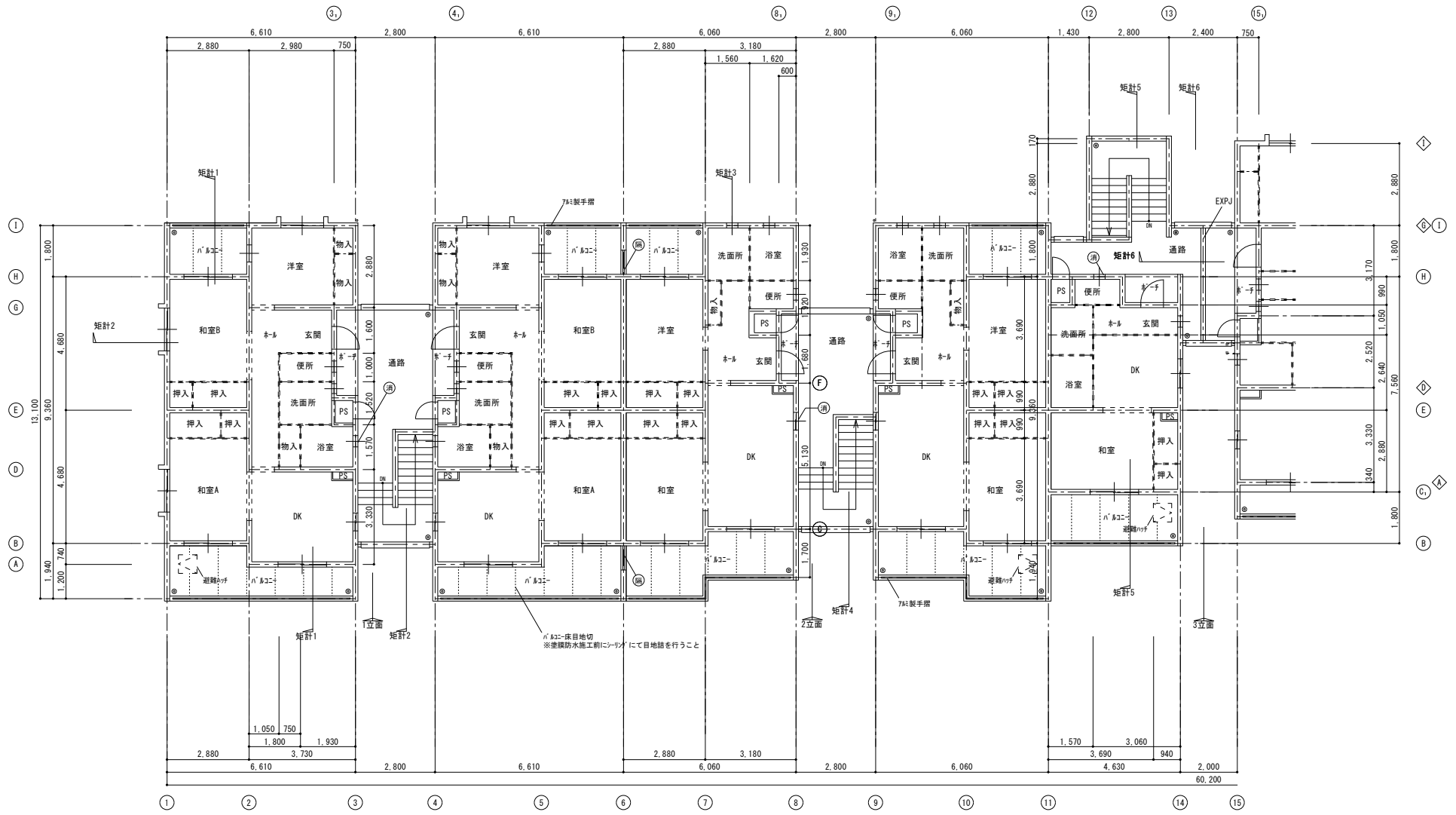
- (○) 消火器のツナ (200×910 D180)
取付器具 (周面・ボルト 共)
- (●) 廊下 敷石畳材 (板 800×1800)
R種処理の上 EP塗
- H&12-避難スリカ 撤去新設

徳島県県土整備部宮精課	工事名	R 6 当館 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-09	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	1階平面図 (1)	縮尺	A2=1/100	



- ㊦ 消火器#7A(280×910 D180) 取り替え(両面)2ヶ所共
- ㊧ 隔板 無石綿付仕様 300×1800 RB種処理の上 EP塗 n'k32-避難行か-撤去新設

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-10
	図面名	1階平面図(2)	縮尺	A2=1/100
			株式会社 西田設計	
			1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769	



- ② 消火器* カス(280×910 D180)
取り替え(両面/1ヶ所)
- ③ 隔板 無石綿が仕板 600×1800
R種処理の上 EP塗
- H' & K22-1 避難行か 撤去新設

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-11	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088)654-7766 (代)・FAX (088)654-7769
	図面名	2階平面図(1)	縮尺	A2=1/100	



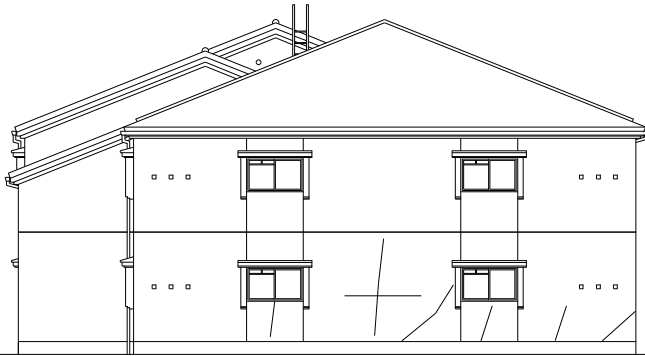
- Ⓜ 消火器φ75(280×910 D180) 取り替え(備品・シリング)
- Ⓜ 隔紙 無石棉φ14板 800×1800 RB種処理の上 EP塗 N' 622-避障シカー 撤去新設

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 日棟等外壁改修他工事	図面番号	A-12	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	2階平面図(2)	縮尺	A2=1/100	

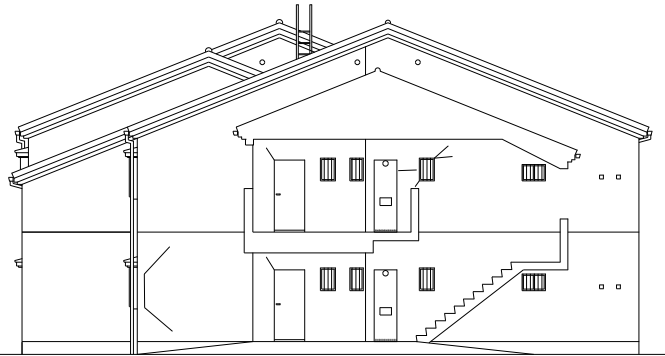
コンクリート面

劣化内容	工法	単位	数量												集計表	
			西面	東面	1-西面	1-東面	2-西面	2-東面	3-西面	3-東面	4-西面	4-東面	北面	南面		未調査部分
ひび割れ部 ひび割れ幅: 0.2mm以上1.0mm以下	樹脂注入工法	m	10.20	3.30	5.20	3.90	6.50	5.70	8.80	6.40	2.50	0.70	10.60	1.02	84.86	149.68 m
ひび割れ部 ひび割れ幅: 1.0mm超	Uカットシール材充填工法	m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- m
欠損 鉄筋露出部	鉄筋防錆塗 エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.10	-	0.1	0.20 m
欠損 浅い欠損	ポリマーセメントモルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- m

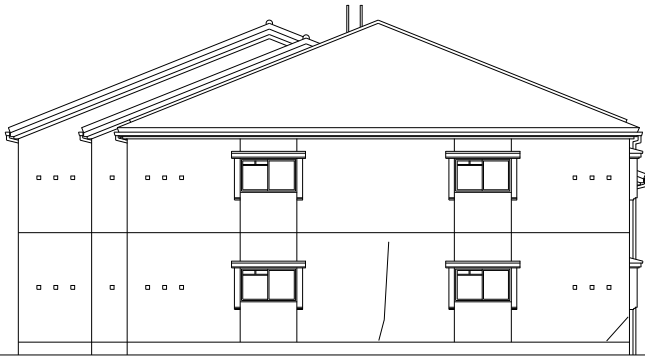
ひび割れを示す (幅1.0mmを超えるものは幅表記、幅表記がないものは0.2mm以上~1.0mm以下を示す)
 割れ・欠損・鉄筋露出を示す



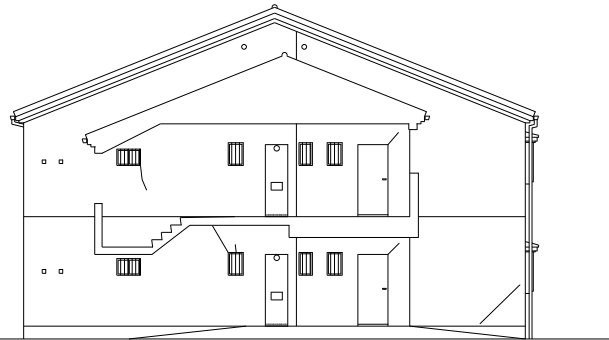
西立面図



1-西立面図

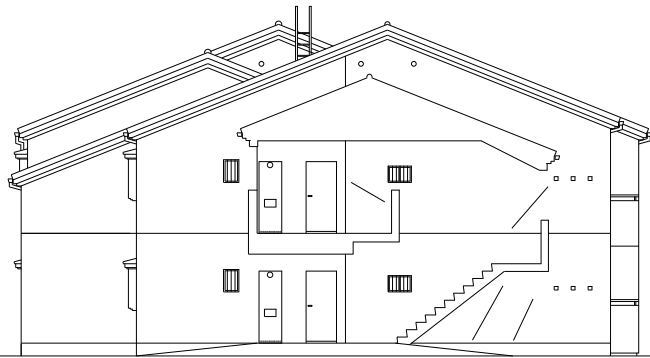


東立面図



1-東立面図

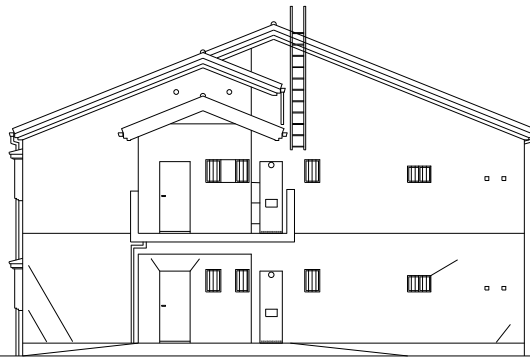
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-14	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	外部調査 (ひび割れ部、欠損等) 西面・東立面図 (1)	縮尺	A2=1/100	



I I G G F F C C

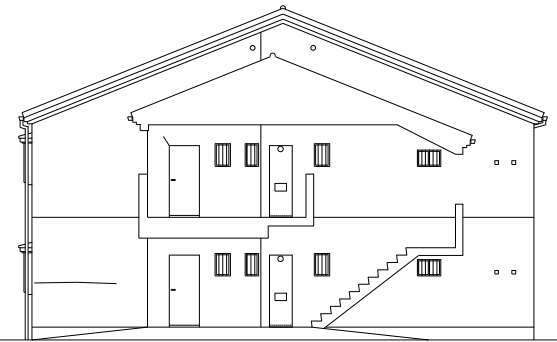


2-西立面图



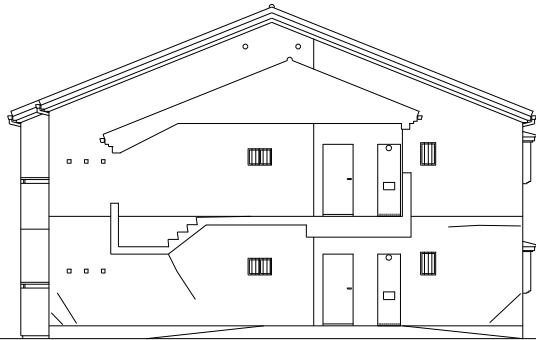
I I G G D D A A

3-西立面图



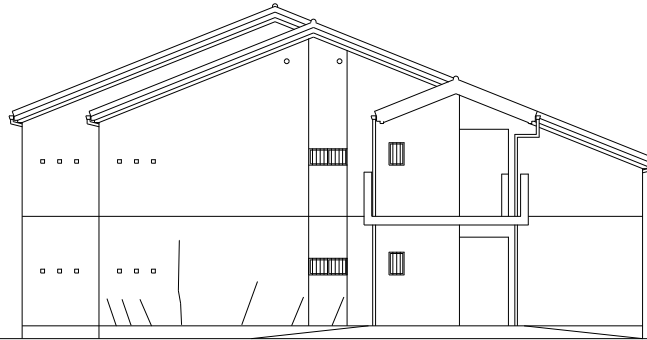
I I G G D D A A

4-西立面图



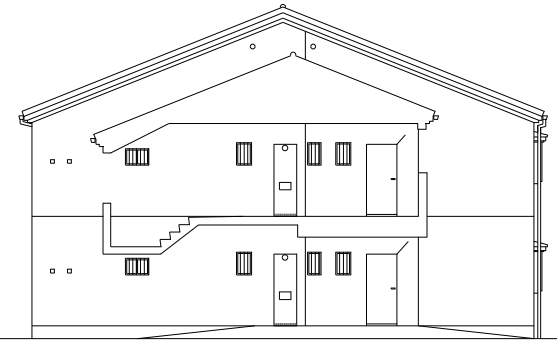
C C F F G G I I

2-東立面图



B B C C E E H H I I

3-東立面图



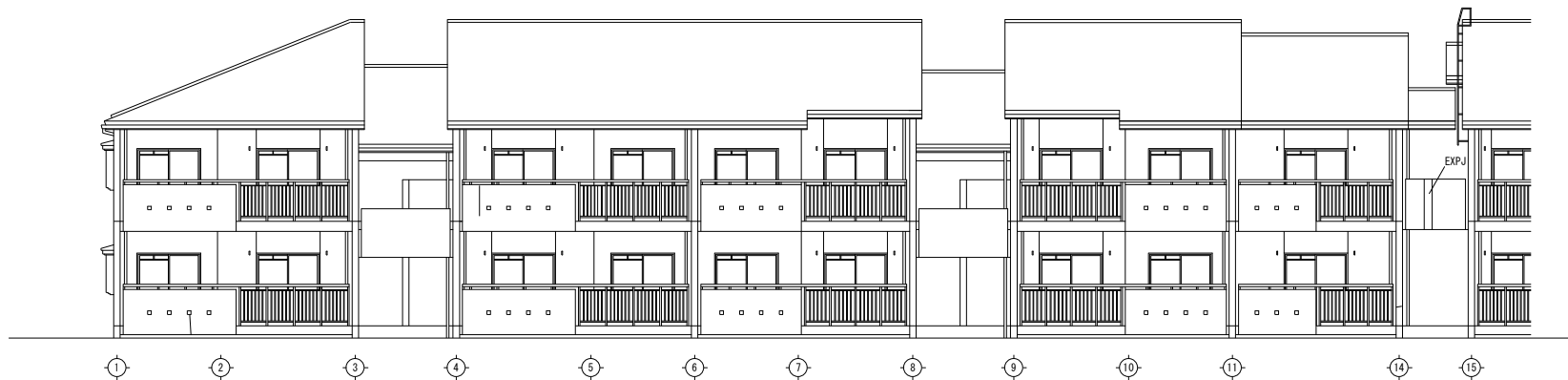
A A D D G G I I

4-東立面图

徳島県土整備部宮精課	工事名	R6宮精 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-15	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	外部調査 (ひび割れ部、欠損等) 西面・東立面図 (2)	縮尺	A2=1/100	

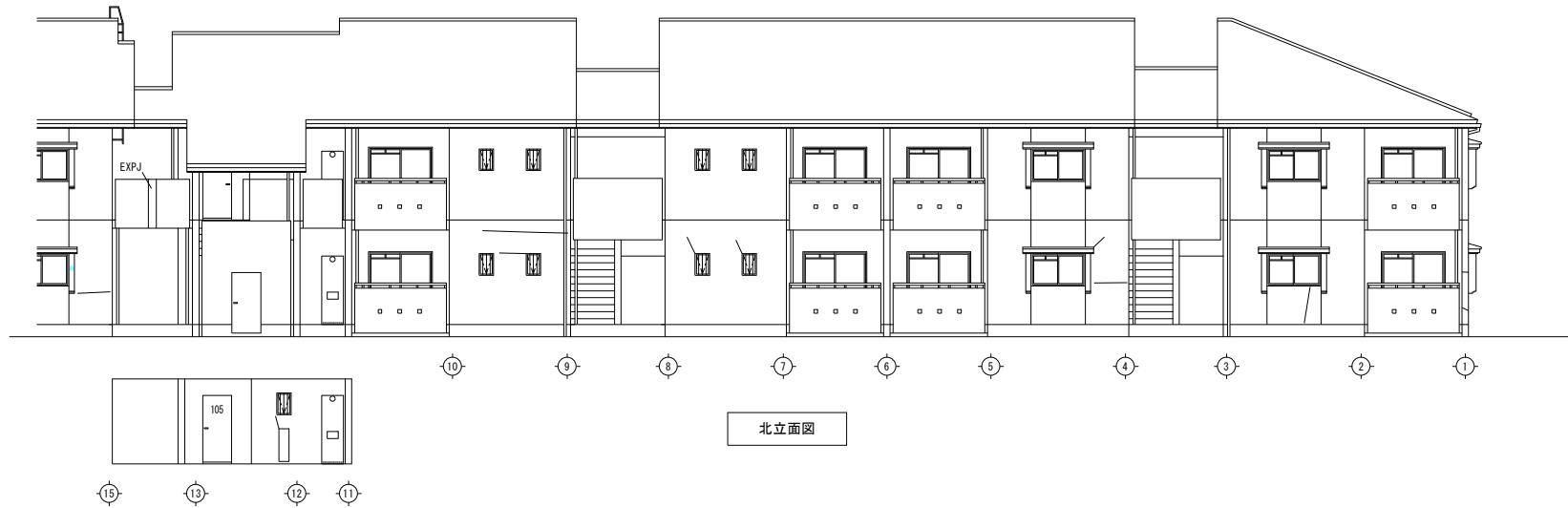


北立面図



南立面図

	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号 A-16	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
		図面名 外部調査（ひび割れ部、欠損等） 北面・南立面図(1)	縮尺 A2=1/100	



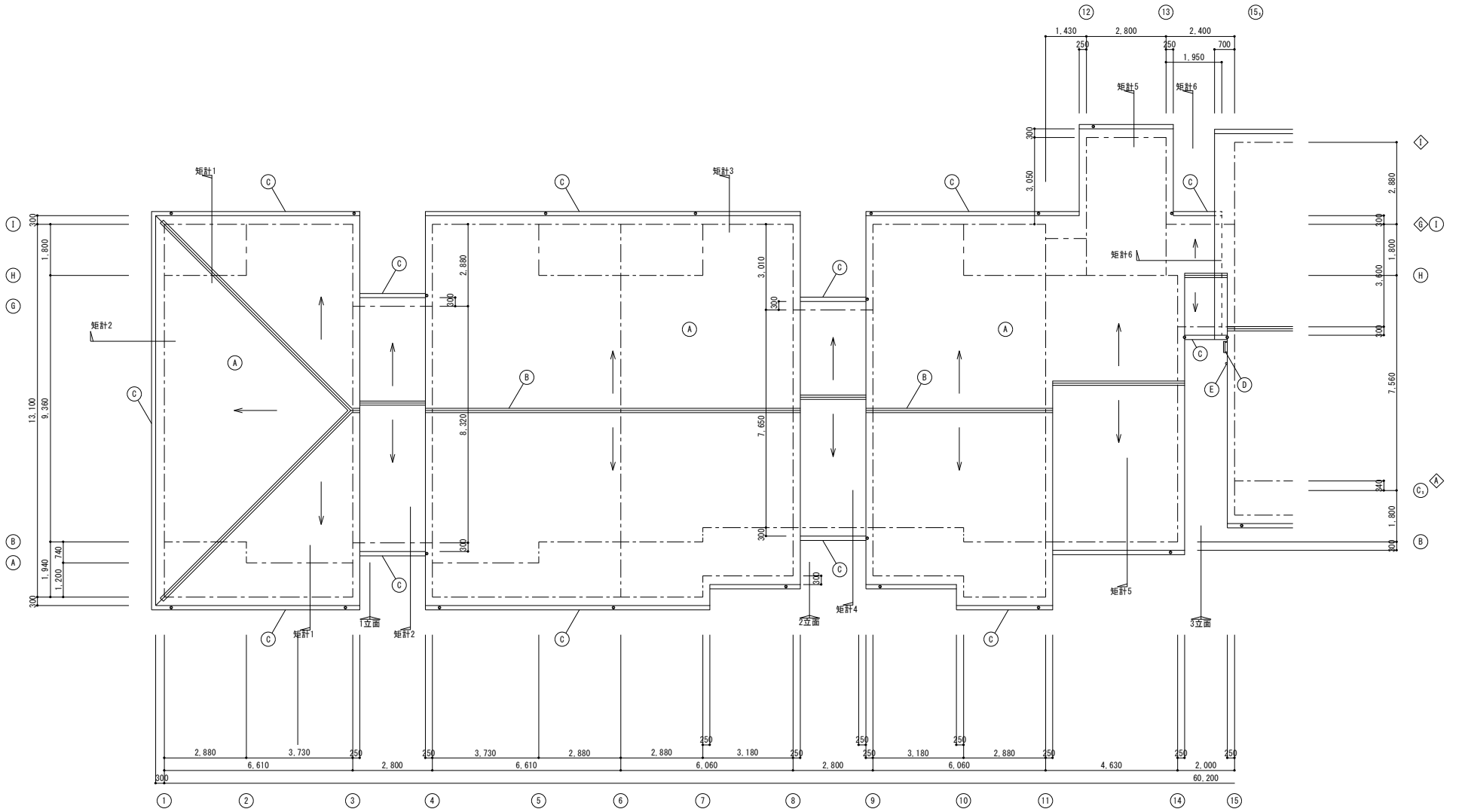
北立面図



南立面図

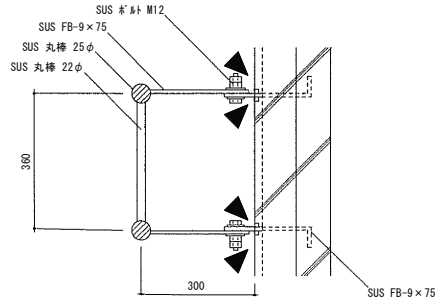
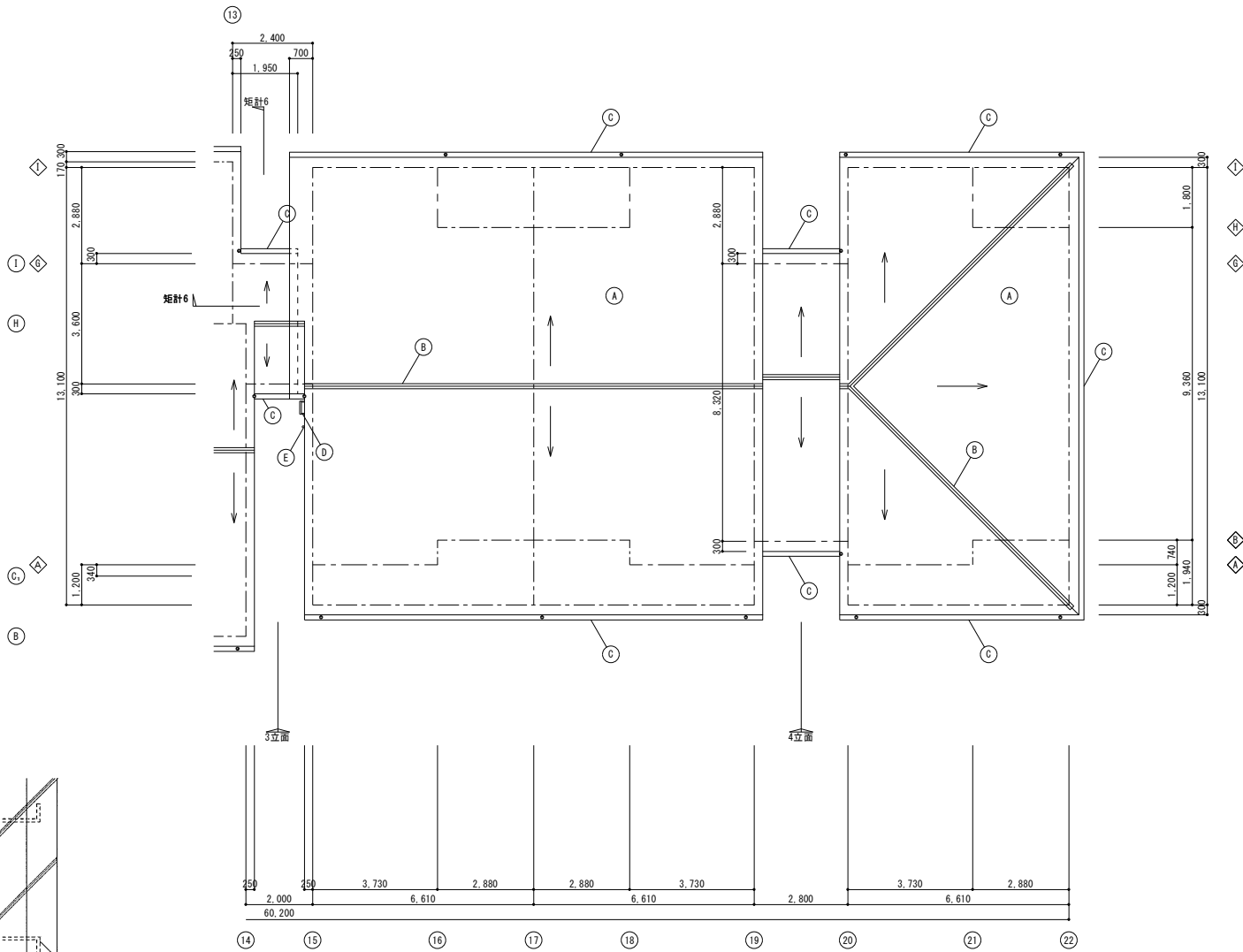
	徳島県土整備部営繕課	工事名 R 6 当館 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B 棟等外壁改修他工事	図面番号 A-17	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769
		図面名 外部調査 (ひび割れ部、欠損等) 北面・南面立面図 (2)	縮尺 A2=1/100	

記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根	改修前	S形洋瓦葺 無袖 (下地 杉板厚40の上7スワッチルーフing 940)	C	軒樋	改修前	塩ビ製角樋(カ7-品)スリ受け金物 撤去 ※落水口+呼び樋まで撤去	E	アンサ	改修前	フレビアンサ 撤去 (配線切断済み)
		改修後	現状のまま ※確認の上、不具合箇所等を発見した場合は監督員に報告すること			改修後	塩ビ製角樋(カ7-品)スリ受け金物 新設 ※落水口・呼び樋(ソケット+パイプ+エタ)共			改修後	撤去後のアンサ支持金物アカ跡 シーリング 詰補修
B	棟瓦	改修前	刻付冠(下地 杉板の上銅線#18#250訂止)	D	ラック	改修前	SUS W360×H380×D300			改修前	
		改修後	現状のまま			改修後	現状のまま (支持部のシーリング 打替え)	改修後			



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-18
	図面名	屋根伏図(1)	縮尺	A2=1/100
			株式会社 西田設計	
			1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769	

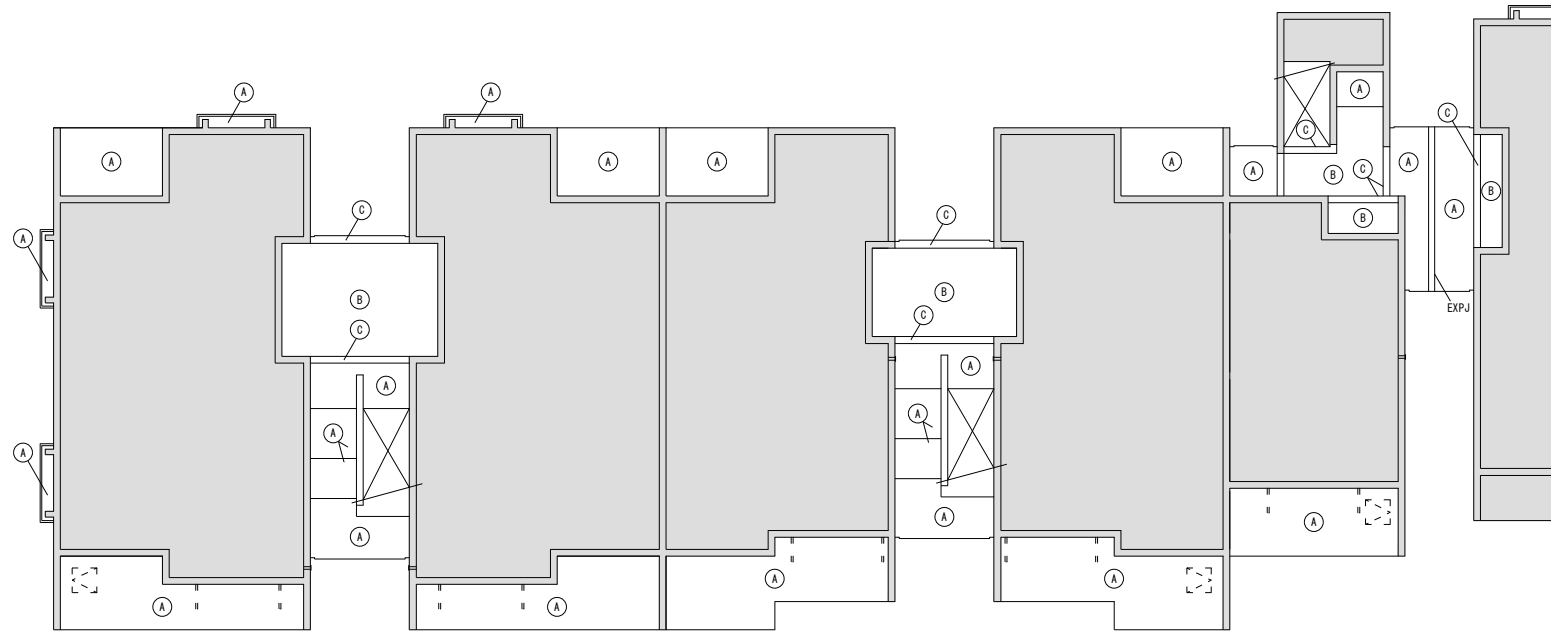
記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根	改修前	S形洋瓦葺 無軸 (下地 杉板厚40の上7x7x10x10x940)	C	軒樋	改修前	塩ビ製角樋(材品)スリッ受け金物 撤去 ※落し口+呼び樋まで撤去	E	フッパ	改修前	フレッドフッパ 撤去 (配線切断済み)
		改修後	現状のまま ※確認の上、不具合箇所等を発見した場合は監督員に報告すること			改修後	塩ビ製角樋(材品)スリッ受け金物 新設 ※落し口+呼び樋(カット+パイ+1本)共			改修後	撤去後のフッパ支持金物フッパ跡 シーリング 詰補修
B	棟瓦	改修前	刺付冠(下地 モルタルの上銅線#18@250釘止)	D	フッパ	改修前	SUS W360×H3800×D300			改修前	
		改修後	現状のまま			改修後	現状のまま (支持部のシーリング 打替え)			改修後	



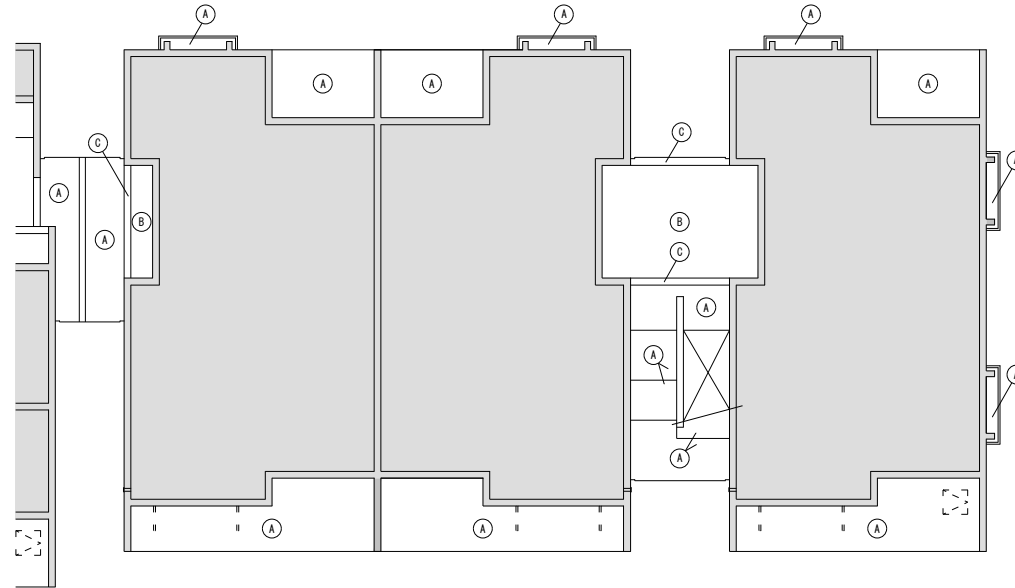
フッパ 断面詳細図
シーリング 打替え

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-19	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	屋根伏図(2)	縮尺	A2=1/100	

記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上
A	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E	=	改修前	7ö丸型ガラリ (レンヂンフード部はステンレス製ベントキャップ)	[]	改修前	避難ハッチ 有効開口部600×676
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	水洗い		改修後	枠周リシーリング 打替え
B	改修前	LGS下地 無石綿付加板厚6 目透し張 外装薄塗材E	=	改修前	軒天換気ガラリ 7ö製 200×400		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	現状のまま		改修後	
C	改修前	コンクリート打放し 複層塗材E	=	改修前	物干金物 7ö製 横付型		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E		改修後	現状のまま		改修後	

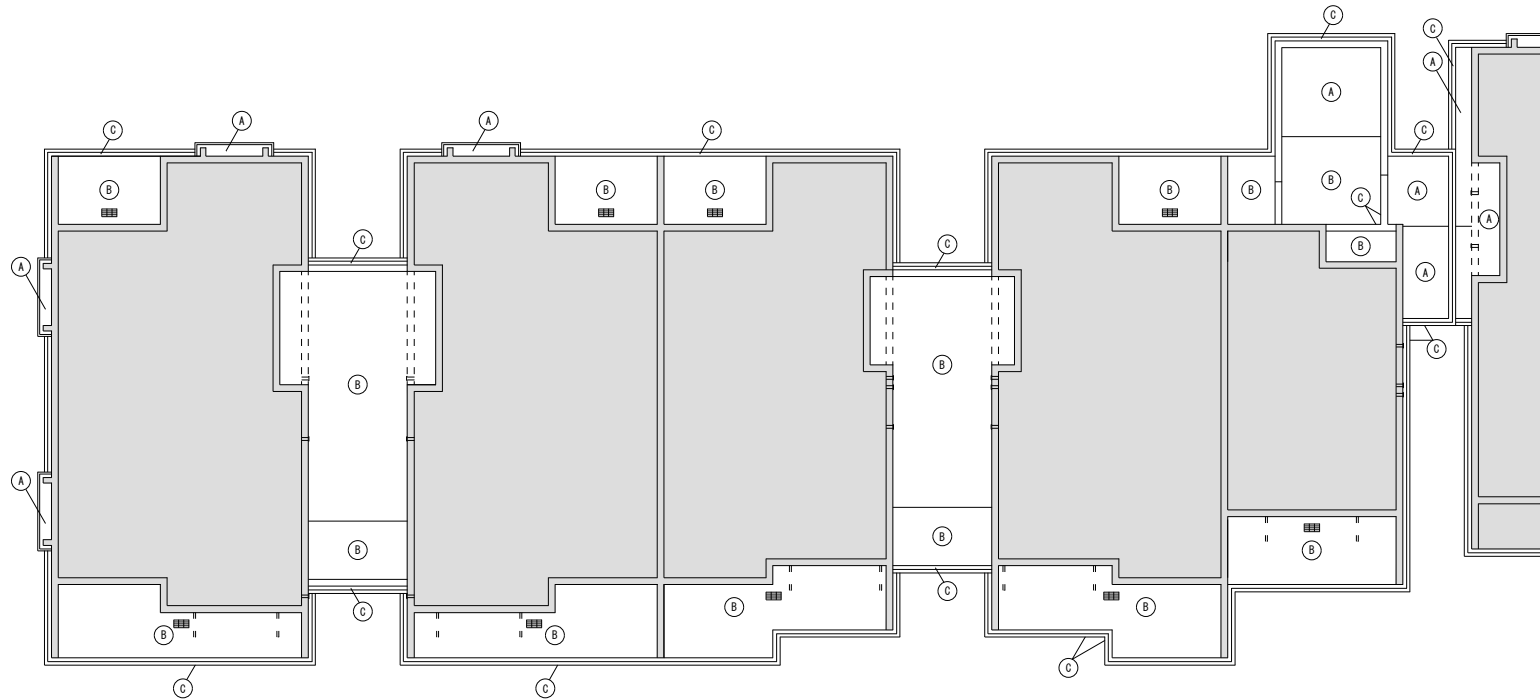


記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上
A	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E	=	改修前	7&M丸型ガラリ (レンジフード 部はステンレス製ペントキャップ)	[]	改修前	避難ハッチ 有効開口部600×676
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	水洗い		改修後	枠周リシーリング 打替え
B	改修前	LGS下地 無石棉G板厚6 目透し張 外装薄塗材E	=	改修前	軒天換気グリル 7&M製 200×400		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	現状のまま		改修後	
C	改修前	コンクリート打放し 複層塗材E	=	改修前	物干金物 7&M製 横付型		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E		改修後	現状のまま		改修後	



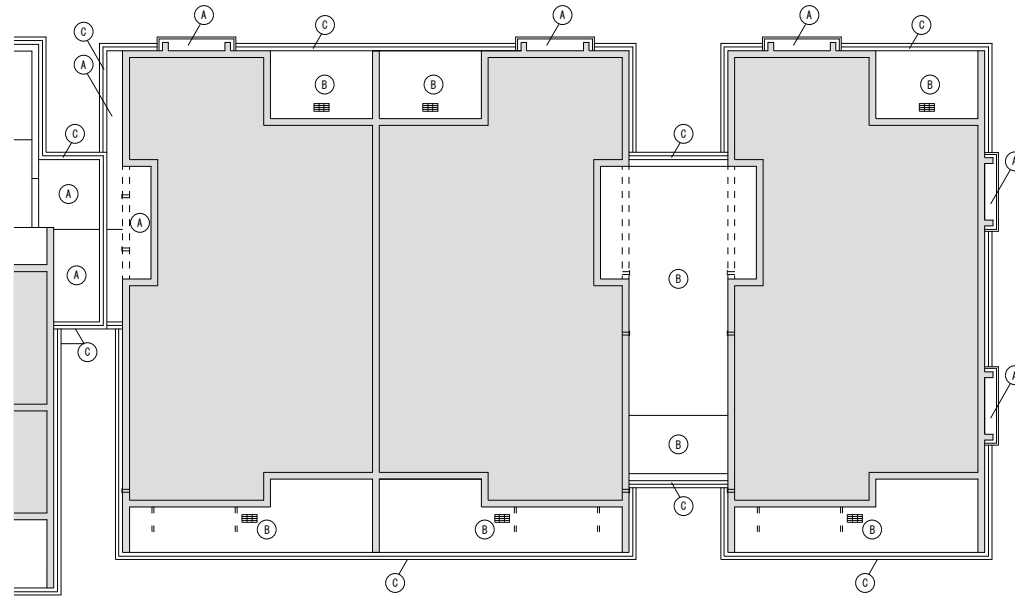
	徳島県土整備部営繕課	工事名	R 6 宮橋 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-21	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769
		図面名	1階天井伏図 (2)	縮尺	A2=1/100	

記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上
A	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E	=	改修前	78ミ丸型がり (レンジフード 部はステンレス製ベントキャップ)	[]	改修前	避難ハッチ 有効開口部600×676
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	水洗い		改修後	枠周リシーリング 打替え
B	改修前	LGS下地 無石棉7㎜板厚6 目透し張 外装薄塗材E	■	改修前	軒天換気グリッド 78ミ製 200×400		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	現状のまま		改修後	
C	改修前	コンクリート打放し 複層塗材E	- -	改修前	物干金物 78ミ製 横付型		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E		改修後	現状のまま		改修後	

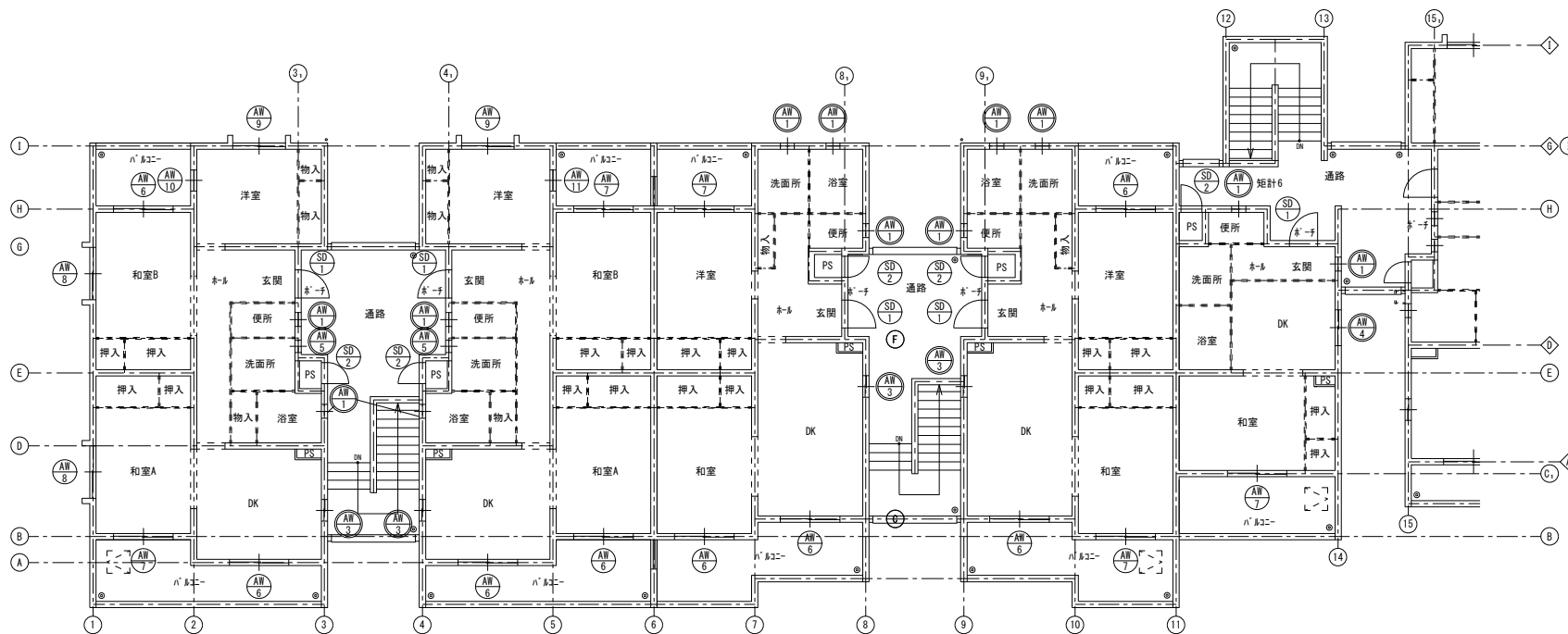


徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-22	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766 (ft)・FAX (088)654-7769
	図面名	2階天井伏図(1)	縮尺	A2=1/100	

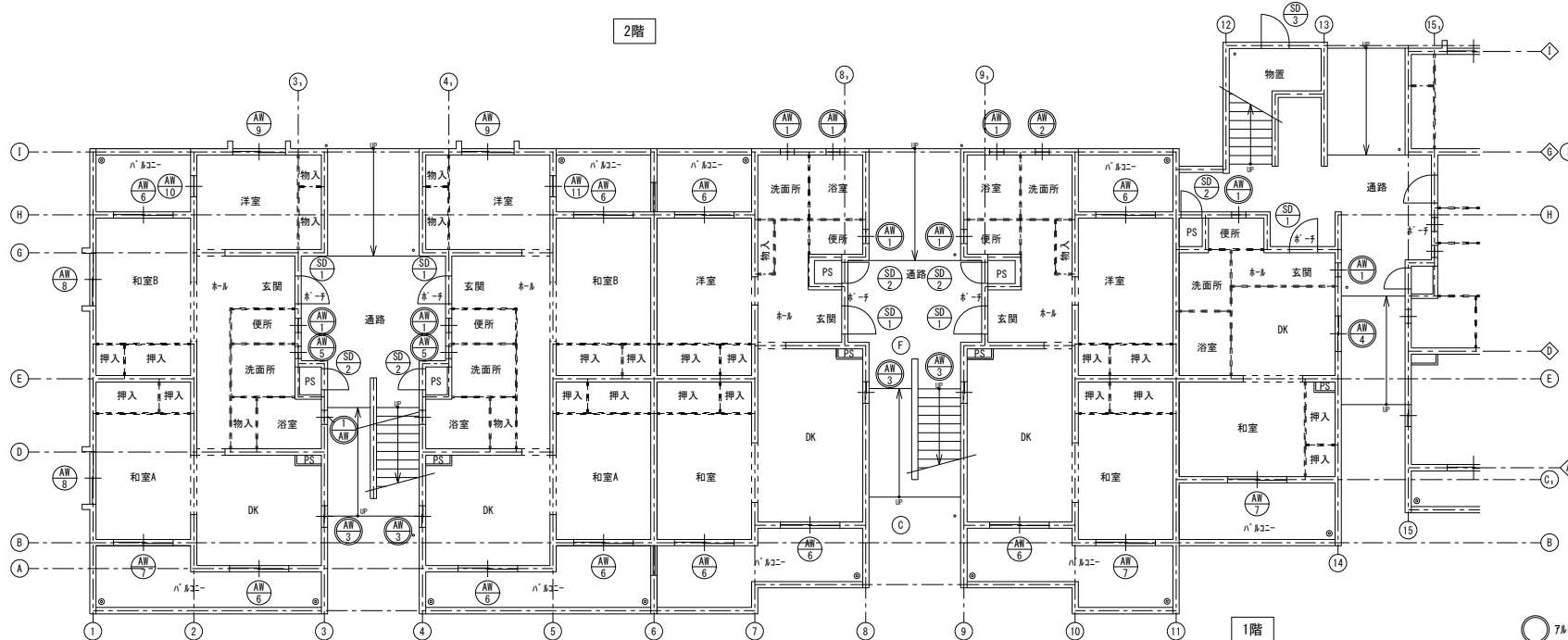
記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上	記号	改修前・後	仕上
A	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E	=	改修前	7&M丸型ガラリ (レンジフード部はステンレス製ベントキャップ)	[]	改修前	避難ハッチ 有効開口部600×676
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	水洗い		改修後	枠周リソーリング 打替え
B	改修前	LGS下地 無石綿付加板厚6 目透し張 外装薄塗材E		改修前	軒天換気グリル 7&M製 200×400		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E		改修後	現状のまま		改修後	
C	改修前	コンクリート打放し 複層塗材E	=	改修前	物干金物 7&M製 横付型		改修前	
	改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E		改修後	現状のまま		改修後	



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-23	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	図面名	2階天井伏図 (2)	縮尺	A2=1/100	



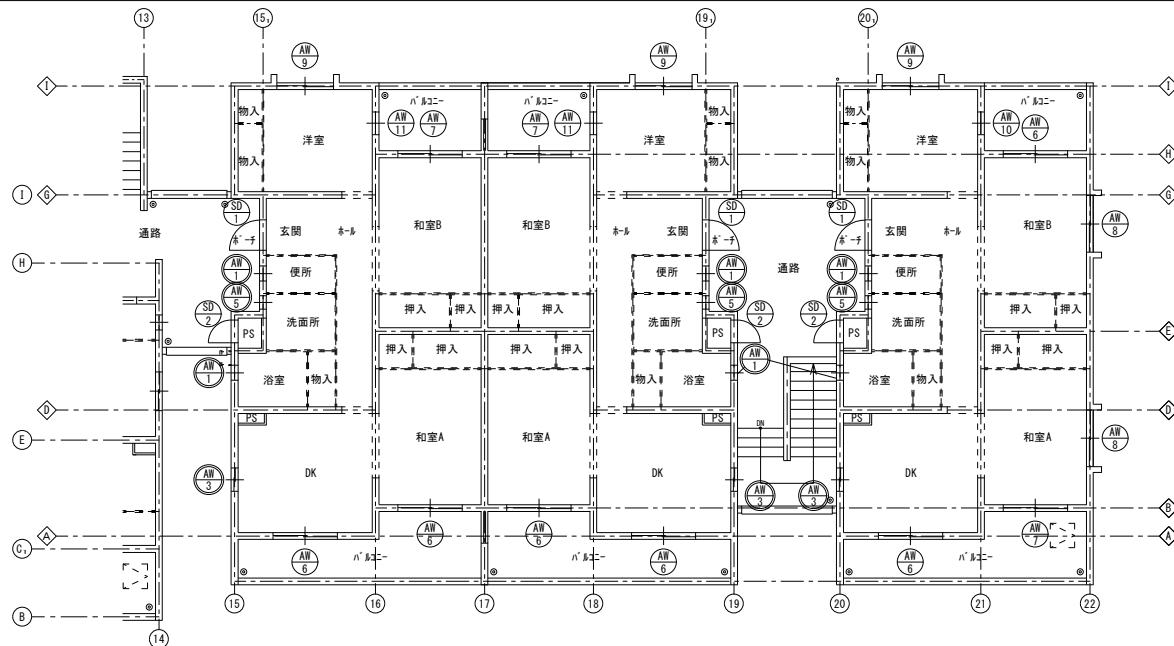
2階



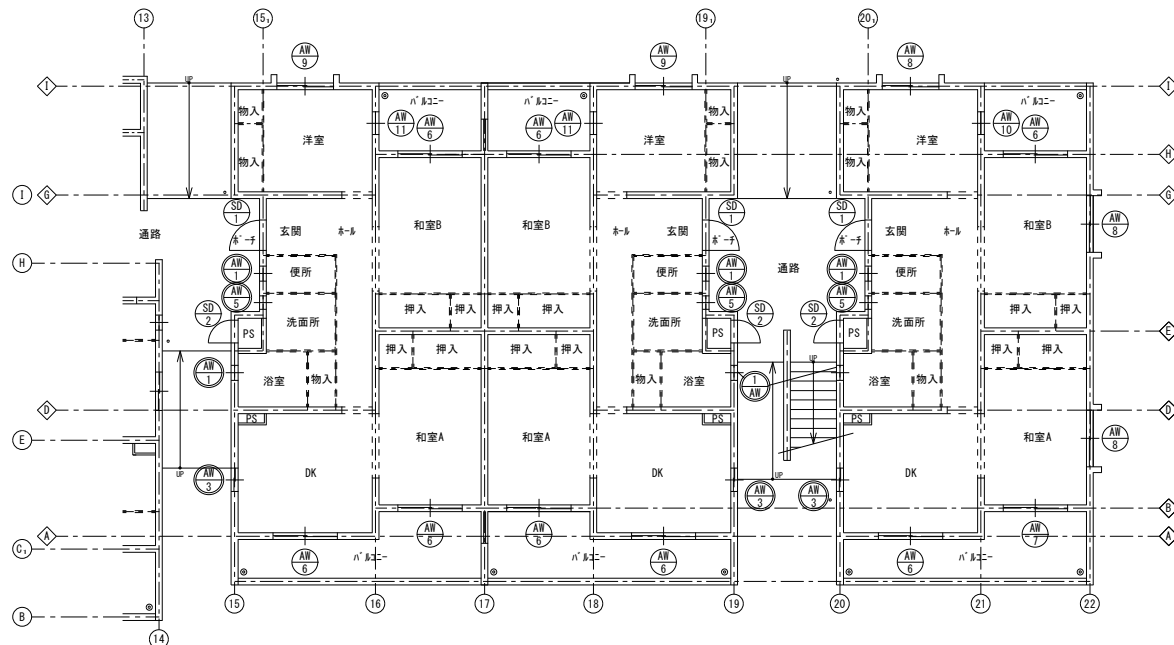
1階

○ 7A面格子が設置された建具を示す

徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号	A-24	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769
	図面名	建具配置図(1)	縮尺	A2=1/100	



2階

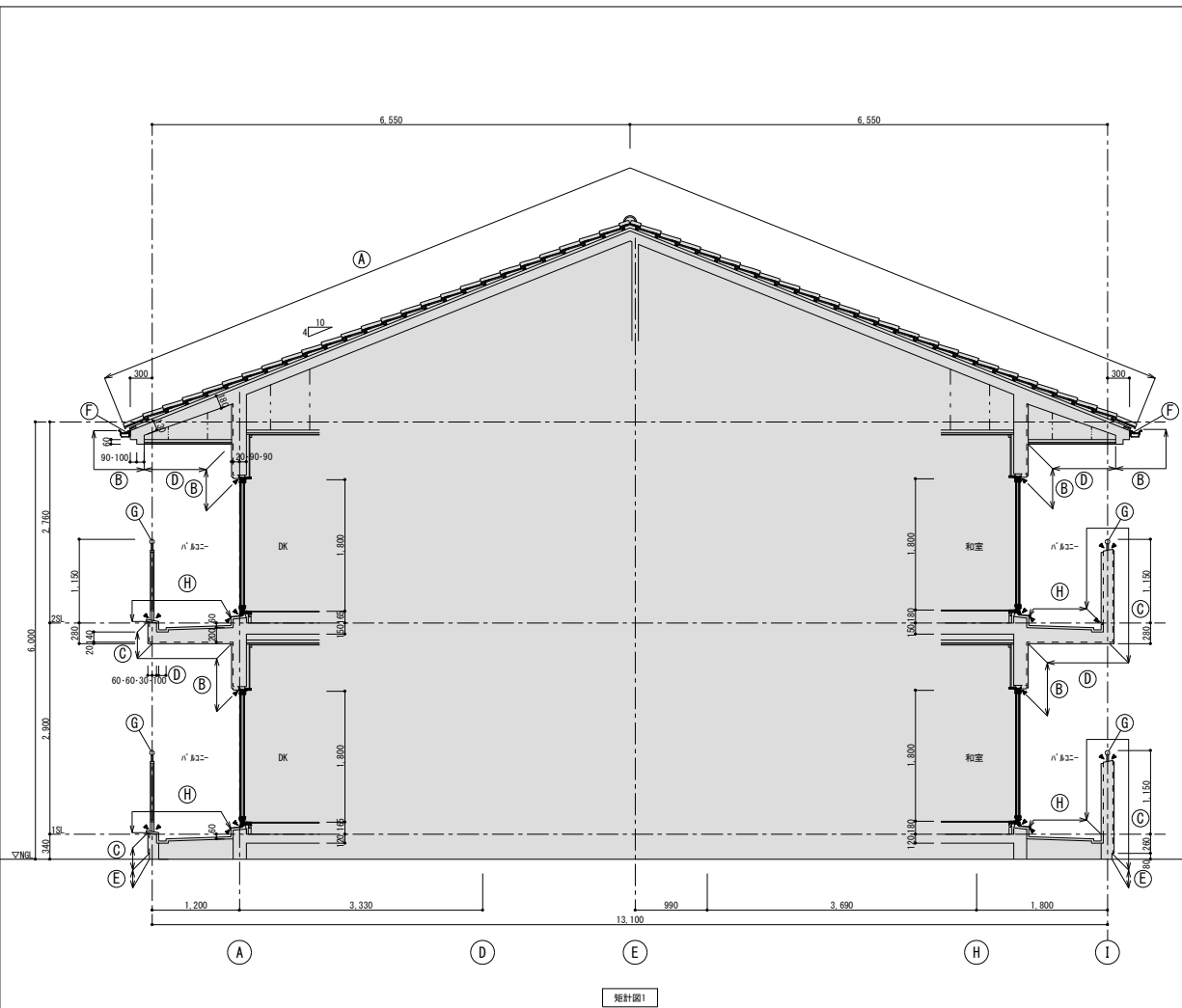


1階

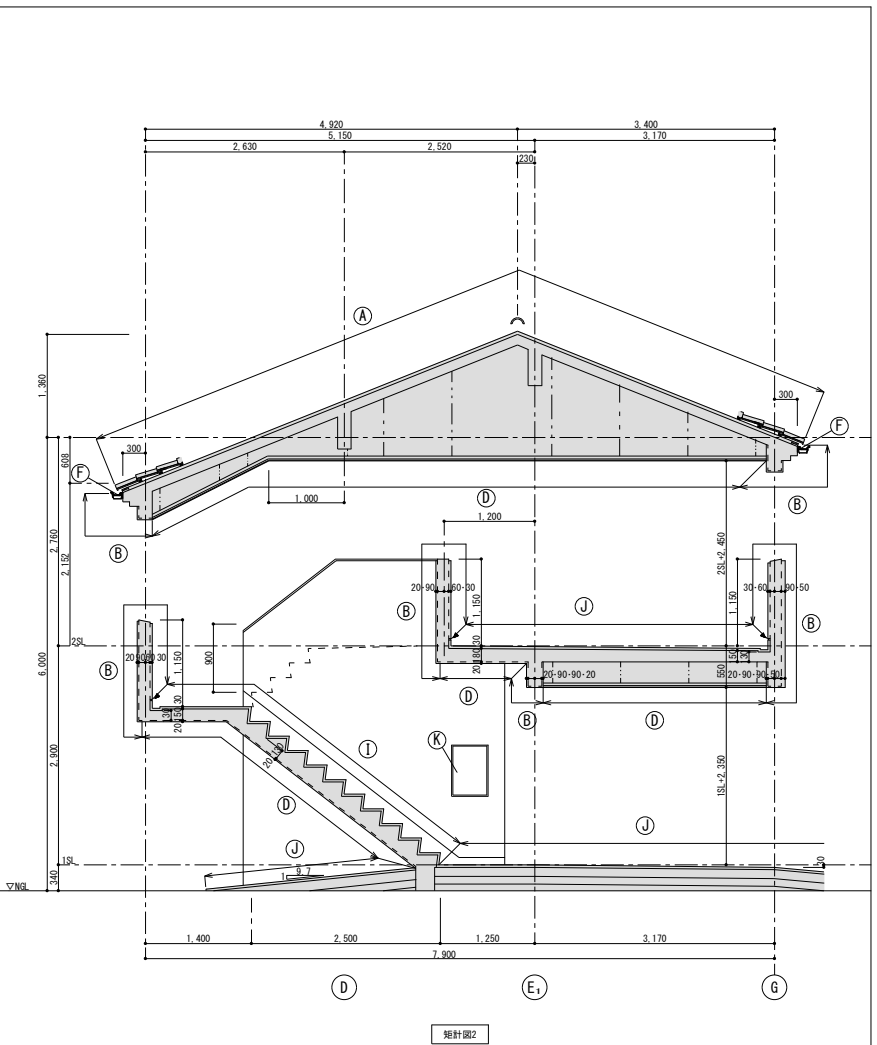
○ X 7mm格子が設置された建具を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 教職員公会柳島団地 阿南・柳島 B 棟等外壁改修他工事	図面番号	A-25
	図面名	建具配置図 (2)	縮尺	A2=1/100
			株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769	

記号・種別	AM 1 内開し7öキツ	AM 2 内開し7öキツ	AM 3 引違い7öキツ	AM 4 引違い7öキツ	AM 5 内開し7öキツ	AM 6 引違い7öキツ(換気小窓付)	AM 7 引違い7öキツ(換気小窓付)	AM 8 引違い7öキツ(換気小窓付)
形状・寸法								
取付場所	玄関(1DK) 浴室 便所 洗面所(2DK)	洗面所(2DK)	DK(3DK)(2DK)	DK(1DK)	洗面所(3DK)	和室AB(3DK) 和室(2DK) 洋室(2DK) DK(3DK)(2DK)	和室AB(3DK) 洋室(2DK) 和室(1DK) DK(3DK)(2DK)	和室AB(3DK) 洋室(3DK)
仕上	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り
個数・見込	3 5 7 0	1 7 0	1 4 7 0	2 7 0	1 0 7 0	3 2 7 0	1 2 7 0	9 7 0
請子	網入型板φ5â 6.8mm	型板φ5â 4mm	網入型板φ5â 6.8mm	網入型板φ5â 6.8mm	網入型板φ5â 6.8mm	イ) 型板φ5â 4mm ロ) 透明板φ5â 3mm ハ) 網入型板φ5â 6.8mm	イ) 網入型板φ5â 6.8mm ロ) 網入型板φ5â 6.8mm	イ) 透明板φ5â 3mm ロ) 透明板φ5â 5mm
備考	丁番 トッパ ラフ 網戸 水切 アゲâ 7ö面格子 他一式 乙種防火戸	丁番 トッパ ラフ 網戸 水切 アゲâ 7ö面格子 他一式	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ 7ö面格子 他一式 乙種防火戸	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ 7ö面格子 他一式 乙種防火戸	丁番 トッパ ラフ 網戸 水切 アゲâ 7ö面格子 他一式 乙種防火戸	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ サâロウ 他一式	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ サâロウ 他一式 乙種防火戸	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ サâロウ 他一式
改修内容	現状のまま	現状のまま	現状のまま	現状のまま	現状のまま	建具周リシーリング 打替え	建具周リシーリング 打替え	建具周リシーリング 打替え
	SD 9 引違い7öキツ(換気小窓付)	AM 10 片開き7öキツ	AM 11 片開き7öキツ	SD 1 片開き両面7öキツ7	SD 2 片開き片面7öキツ7 (給湯器 はめこみ)	SD 3 片開き両面7öキツ7		
形状・寸法								
取付場所	和室AB(3DK) 洋室(3DK)	洋室(3DK)	洋室(3DK)	玄関	PS	物置		
仕上	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	7ö合金押出型材 無着色陽極酸化被膜のうえ透明樹脂塗膜塗り	塩化 網板 t=1.6(t=1.6付)	ｽﾌﾟｰﾙ/ﾌﾞﾙｲ焼付塗装 t=1.6	ｽﾌﾟｰﾙ/ﾌﾞﾙｲ焼付塗装 t=1.6		
個数・見込	9 7 0	4 7 0	6 7 0	1 6 8 0	1 6 3 6	1 8 0		
請子	網入型板φ5â 6.8mm	型板φ5â 4mm	網入型板φ5â 6.8mm	—	網入型板φ5â 6.8mm φ5â押えは、ｼｰﾘﾝｸﾞ C種とする	—		
備考	戸車 クレット 網戸 水切 アゲâ サâロウ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸	丁番 ハンドâ 調整器 網戸 水切 アゲâ 他一式 乙種防火戸
改修内容	建具周リシーリング 打替え	建具周リシーリング 打替え	建具周リシーリング 打替え	建具周リシーリング 打替え 扉・枠は、現状のまま	建具周リシーリング 打替え 扉・枠は、RB処理の上 DP塗 (全面塗り: 表面共)	建具周リシーリング 打替え 扉・枠は、RB処理の上 DP塗 (全面塗り: 表面共)		
<p>7&#246;面格子が設置された建具を示す。7&#246;面格子が設置された建具は、建具周リシーリング 改修を行わない。</p>				徳島県県土整備部営繕課	工事名 R 6 営繕 教職員会舎柳島団地 阿南・柳島 B棟等外壁改修他工事	図面番号 A-26	株式会社 西田設計	
				図面名 建具表	縮尺 A2=1/50	1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒 7 7 0 - 0 9 4 3 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769		



矩計図1

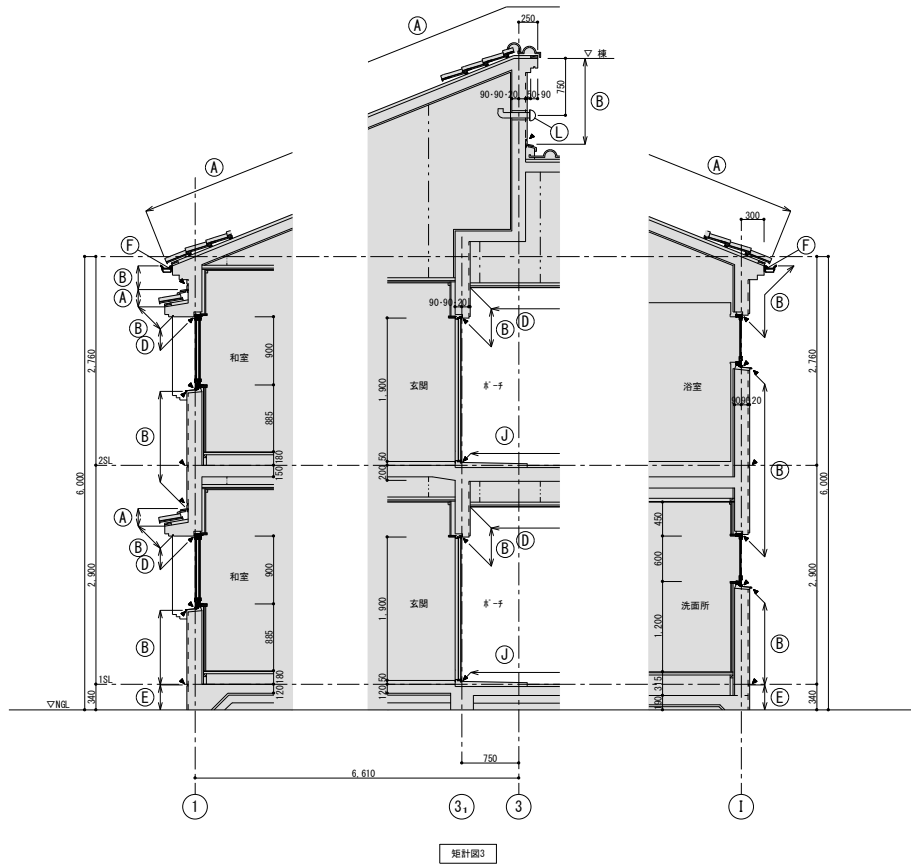


矩計図2

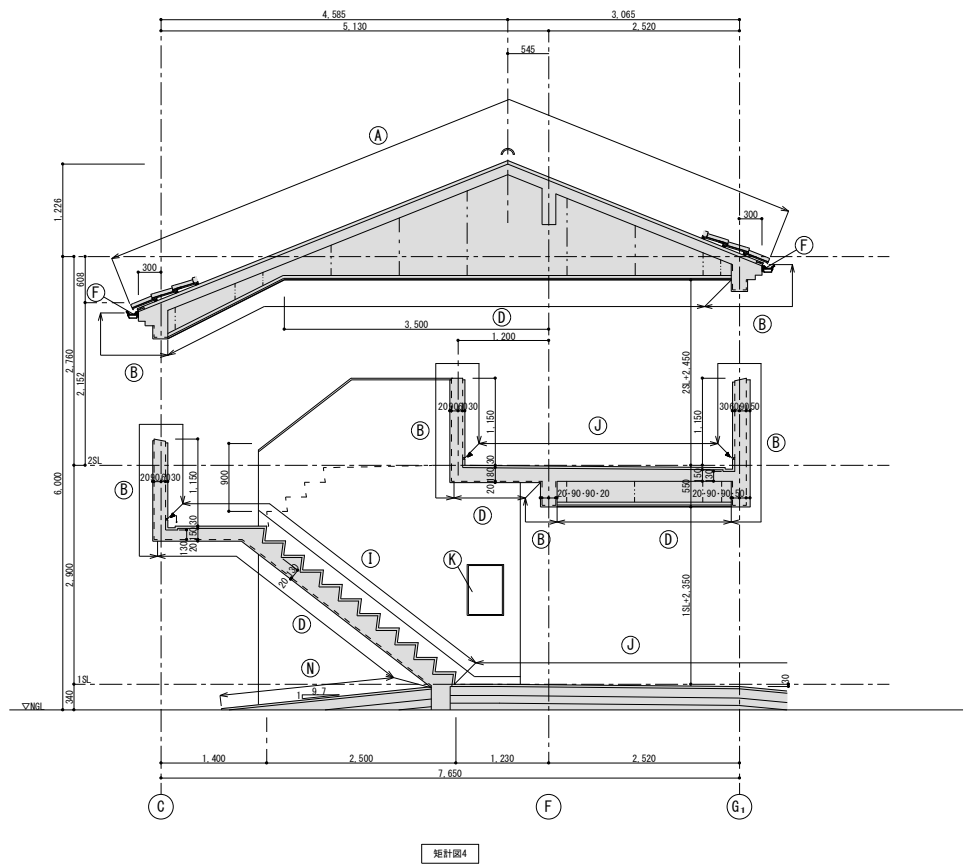
▲ シリングを示す
 ↘ 仕上区分位置を示す

外部仕上げ表

記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根	改修前	S形洋瓦葺 無軸 (下地 2x12x14厚40の上7x7x7+7x14x7+7x14x940)	E	巾木	改修前	コンクリート打放し	I	屋外階段	改修前	床 防水樹脂コーティング 排水溝付 巾木 防水樹脂コーティング
		改修後	現状のまま ※確認の上、不具合箇所等を発見した場合は監督員に報告すること			改修後	水洗い			改修後	水洗い
B	外壁 屋外階段 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地7x7x7+7x14x7+7x14x940)	F	軒樋	改修前	塩ビ製角樋 (防-品) ステンレス受け金物 撤去 ※落し口+呼び樋まで撤去	J	通路 *一丁	改修前	床 1階 防水樹脂コーティング 磁器質タイル張り 2階 防水樹脂コーティング 磁器質タイル張り 排水溝付 巾木 1階 防水樹脂コーティング 2階 防水樹脂コーティング
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	塩ビ製角樋 (防-品) ステンレス受け金物 新設 ※落し口+呼び樋 (ケラト+パイプ+2x4*) 共			改修後	水洗い
C	パノール 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地7x7x7+7x14x7+7x14x940)	G	7x12製手摺	改修前	7x12製	K	郵便受	改修前	ステンレス製 4戸用 6戸用
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	現状のまま (支柱部のシリング打替え)			改修後	現状のまま
D	軒天 段裏	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E 無石補修材+板厚6目透し張 外装薄塗材E	H	パノール	改修前	床 1階 防水樹脂コーティング 排水溝付 2階 防水樹脂コーティング 排水溝付 巾木 1階 防水樹脂コーティング 2階 防水樹脂コーティング	L	7x12製丸型パノール	改修前	7x12製
		改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E			改修後	立上り部、平場部を水洗い、清掃の上 下地調整の上 クレタ塗膜防水 (X-2工法) ※床目地切 シリング 挿			改修後	水洗い



矩計図3

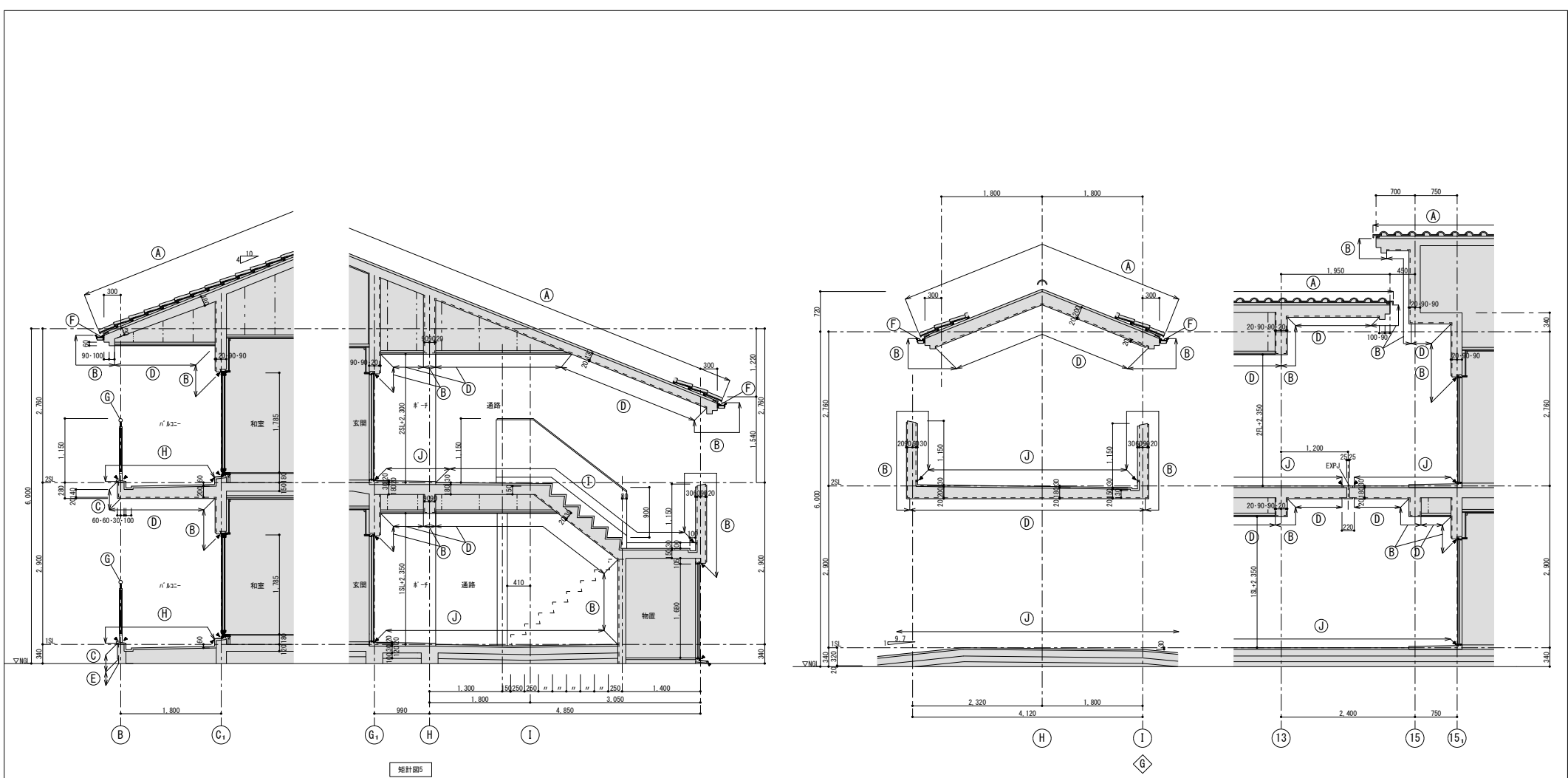


矩計図4

▲ シーリングを示す
 ↘ 仕上区分位置を示す

外部仕上げ表

記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根	改修前	S形洋瓦葺 無軸 (下地 スイッチ厚40の上7Xファルチン940)	E	巾木	改修前	コンクリート打放し	I	屋外階段	改修前	床 防水モルタル押え 排水溝付 巾木 防水モルタル押え
		改修後	現状のまま ※確認の上、不具合箇所等を発見した場合は監督員に報告すること			改修後	水洗い			改修後	水洗い
B	外壁 屋外階段 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地フイバー7X ² ス含有材)	F	軒樋	改修前	塩ビ製角樋(カチ品)スチール受け金物 撤去 ※落し口+呼び樋まで撤去	J	通路 δ - ¹ チ	改修前	床 1階 モルタル押え、磁器質タイル張り 2階 防水モルタル押え、磁器質タイル張り 排水溝付 巾木 1階 モルタル押え 2階 防水モルタル押え
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	塩ビ製角樋(カチ品)スチール受け金物 新設 ※落し口・呼び樋(ケット+パ'イ'+エ株')共			改修後	水洗い
C	ハ'&2- ¹ 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地フイバー7X ² ス含有材)	G	7X ² 製手摺	改修前	7X ² 製	K	郵便受	改修前	スチール製 4戸用 6戸用
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	現状のまま (支柱部のシーリング 打替え)			改修後	現状のまま
D	軒天 段裏	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E 無石綿 ¹ 板厚6 目透し張 外装薄塗材E	H	ハ'&2- ¹	改修前	床 1階 モルタル押え 排水溝付 2階 防水モルタル押え 排水溝付 巾木 1階 モルタル押え 2階 防水モルタル押え	L	7X ² 製丸型ガラ	改修前	7X ² 製
		改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E			改修後	立上り部、平場部を水洗い、清掃の上 下地調整の上 珪藻土塗膜防水(X-2工法) ※床目地切シーリング 詰			改修後	水洗い



外部仕上げ表

記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根	改修前	S形洋瓦葺 無軸 (下地 スチール厚40の上727666-フィンク 940)	E	巾木	改修前	コンクリート打放し	I	屋外階段	改修前	床 防水樹脂付押え 排水溝付 巾木 防水樹脂付押え
		改修後	現状のまま ※確認の上、不具合箇所等を発見した場合は監督員に報告すること			改修後	水洗い			改修後	水洗い
B	外壁 屋外階段 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地フイバーレス含有材)	F	軒樋	改修前	塩ビ製角種(お-品)スチール受け金物 撤去 ※落水口・呼び種まで撤去	J	通路 軒先	改修前	床 1階 樹脂付押え、磁器質タタ張り 2階 防水樹脂付押え、磁器質タタ張り 排水溝付 巾木 1階 樹脂付押え 2階 防水樹脂付押え
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	塩ビ製角種(お-品)スチール受け金物 新設 ※落水口・呼び種(ワット+ハイ+エ&K)共			改修後	水洗い
C	ハコニ- 手摺壁	改修前	コンクリート打放しの上 複層塗材E (下地フイバーレス含有材)	G	7&製手摺	改修前	7&製	K	郵便受	改修前	ステン製 4戸用 6戸用
		改修後	水洗い工法の上 防水形複層塗材E			改修後	現状のまま (支柱部のシーリング 打替え)			改修後	現状のまま
D	軒天 段裏	改修前	コンクリート打放し 外装薄塗材E 無石綿/板厚6 目隠し張 外装薄塗材E	H	ハコニ-	改修前	床 1階 樹脂付押え 排水溝付 2階 防水樹脂付押え 排水溝付 巾木 1階 樹脂付押え 2階 防水樹脂付押え	L	7&製丸型ガリ	改修前	7&製
		改修後	水洗い工法の上 外装薄塗材E			改修後	立上り部、平場部を水洗い、清掃の上 下地調整の上 珪藻土塗膜防水(X-2工法) ※床目地切 シーリング 詰			改修後	水洗い

▲ シーリングを示す
↘ 仕上区分位置を示す